

世界文化遺産

富士山

包括的保存管理計画 (分冊-1)

文化財保護法

自然公園法

国有林野の管理経営に関する法律

関係計画概要

富士山包括的保存管理計画（分冊-1）

目 次	
-----	--

第1 文化財保護法に基づく関係計画概要

1. 特別名勝富士山保存管理計画(山梨県)	1
2. 特別名勝富士山保存管理計画(静岡県)	15
3. 史跡富士山保存管理計画(山梨県)	26
4. 史跡富士山保存管理計画(静岡県)	44
5. 重要文化財北口本宮富士浅間神社保存活用計画	74
6. 特別天然記念物湧玉池保存管理計画	78
7. 重要文化財富士御室浅間神社本殿保存活用計画	84
8. 名勝富士五湖(河口湖、西湖、精進湖)保存管理計画	89
9. 名勝富士五湖(本栖湖)保存管理計画	96
10. 重要文化財小佐野家住宅保存活用計画・重要文化財旧外川家住宅保存活用計画	102
11. 名勝富士五湖(山中湖)保存管理計画	107
12. 天然記念物忍野八海保存管理計画	112
13. 富士河口湖町内国指定天然記念物溶岩洞穴等保存管理・整備活用計画	115
14. 天然記念物吉田胎内樹型保存管理計画	122
15. 名勝及び天然記念物白糸ノ滝第二次保存管理計画	127
16. 名勝三保松原保存管理計画	132

第2 自然公園法に基づく関係計画概要

1. 富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画	137
2. 富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画	140

第3 国有林野の管理経営に関する法律に基づく関係計画概要

1. 山梨東部森林計画区地域管理経営計画	147
2. 富士森林計画区地域管理経営計画	150

第1 文化財保護法に基づく関係計画概要

1. 特別名勝富士山保存管理計画(山梨県) 概要

構成資産又は構成要素名	富士山域の一部(山頂の信仰遺跡群、吉田口登山道、北口本宮富士浅間神社)		
文化財の名称	富士山	文化財の種類	特別名勝
1. 「富士山」の顕著な普遍的価値における意義	<p>特別名勝富士山は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である「富士山域」の中核部分を占める。</p> <p>富士山域は顕著な普遍的価値の『信仰の対象』の側面において、山頂と山麓の北口本宮富士浅間神社の境内とを結ぶ登山道をはじめ、山頂のお鉢めぐり¹などの富士山信仰を表す諸要素を含み、顕著な普遍的価値の『芸術の源泉』の側面において、名勝富士五湖に含まれる本栖湖西北岸の中ノ倉峠及び名勝三保松原の2箇所から展望される富士山域の主たる風致景観を構成しており、『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の双方の側面において不可欠の構成資産である。</p>		
2. 法的保護の状況及び保存管理の現状等	<p>1924年 史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。</p> <p>1952年 史蹟名勝天然紀念物保存法による名勝としての仮指定が解除され、新たに文化財保護法の下に名勝として指定された。</p> <p>1952年 名勝の指定地が、特別名勝として指定された。</p>		
3. 保存管理の基本指針	<p>(1)特別名勝の指定区域²には、数多くの山小屋や林業施業地などが存在し、地域住民等が生業・生活を営んでいることから、特別名勝の保存管理に当たってはこのことに十分配慮し、住民の意向を尊重する。</p> <p>(2)富士山には、夏の短い季節に20万人以上もの登山客等が来訪することから、これらの人々に対する安全対策には最大限の配慮を行う。</p> <p>(3)富士山の本質的価値を構成する諸要素として把握した各々の要素について、適切な保存管理の方法を示す。</p> <p>(4)特別名勝の指定区域は市街地と接する山麓の地域から山頂に至るまで広範囲に及んでいるため、地区³ごとの特性に応じた現状変更等の取扱基準を定める。</p> <p>(5)特別名勝の指定区域は周辺の環境とも密接な関わりを持っていることから、指定地の適切な保存管理を行うために、周辺の地域についても視野に入れ、総体としての適切な保全のあり方を示す。</p> <p>(6)富士山を文化遺産としてその多様な価値を享受できるよう、適切な整備活用の考え方について示す。</p>		

¹ お鉢めぐり;お鉢巡りは頂上の各峰を巡る行為のことであるが、特別名勝富士山保存管理計画(山梨県)においては、「お鉢めぐりに利用された頂上の周回路」のことという。

² 特別名勝の指定区域;特別名勝富士山の指定区域のうち、船津口登山道の一部及び梨ヶ原地域(国道138号及び村道山中34号)は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の資産範囲に含まれていない。本包括的保存管理計画(分冊1)12ページ図1を参照されたい。

³ 地区;A地区、B地区、C地区、D地区、E地区の5つの地区に区分。地区区分は本包括的保存管理計画(分冊1)8ページ表1及び12ページ図1を参照されたい。なお、構成資産に含まれていない E 地区については、本包括的保存管理計画(分冊1)においては、記述を割愛することとする。

	(7)特別名勝の保存管理を推進するために必要となる組織、体制等のあり方及びその運営の方法等について示す。
4. 本質的価値を構成する要素 ¹	<p>(1)自然的要素</p> <p>1)地質・地形</p> <ul style="list-style-type: none"> i)富士山体 <ul style="list-style-type: none"> a)高さ b)広さ c)地形学的位置 d)地質学的形状(平面的、断面的立体的) e)形成の特徴 ii)河川環境 <ul style="list-style-type: none"> a)新しい谷地形 b)古い谷地形 c)滝 d)湧水 e)雪代堀 f)雪渓 g)地下水 iii)地形・地質環境 <p>2)植生</p> <ul style="list-style-type: none"> i)垂直分布(富士山全体) ii)山地帯(1, 600m付近まで) iii)亜高山帯(2, 500m付近まで) iv)高山帯(2, 500mより上) <p>3)動物</p> <ul style="list-style-type: none"> i)鳥類 ii)ほ乳類 iii)両生類 iv)昆虫類 <p>(2)歴史的要素</p> <p>1)吉田口登山道²</p> <ul style="list-style-type: none"> i)登山道自体 <ul style="list-style-type: none"> a)登山道地道 b)石畳

¹ 本質的価値を構成する要素;特別名勝富士山(山梨県)本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産又は構成要素に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)68ページ表5を参照されたい。)をゴシック体で表示することとする。

² 吉田口登山道;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である吉田口登山道(構成要素 1-5)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(分冊1)13ページ図2を参照されたい。

	<p>c) 石積み</p> <p>ii) 信仰関連施設</p> <p>a) 北口本宮富士浅間神社¹</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 境内地 ➢ 本殿・東宮本殿・西宮本殿 ➢ 拝殿 ➢ 角行の立行石 ➢ 仁王門礎石 ➢ 神武社・日之御子神社・天津神社・下諏訪子安神社・福地八幡神社 ➢ 稲荷神社などの祠や社 ➢ 参道 ➢ 灯籠 ➢ 大鳥居 ➢ 神木(富士太郎スギ) ➢ 社叢 ➢ 庭園 ➢ 地下遺構 ➢ 社務所 <p>b) 鈴原社</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 社 ➢ 小屋跡 ➢ 境内地 ➢ カラマツ ➢ 石碑 ➢ 石段 ➢ 地下遺構 <p>c) 富士御室浅間神社(二合目)²</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 社 ➢ 境内地 ➢ 祠 ➢ 石碑 ➢ 石仏
--	--

¹ 北口本宮富士浅間神社;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である北口本宮富士浅間神社(構成要素 1-6)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)45ページ図28及び本包括的保存管理計画(分冊1)14ページ図3を参照されたい。

² 富士御室浅間神社(二合目);世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である富士御室浅間神社(構成資産 8)の二合目(本宮)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(分冊1)41ページ図6を参照されたい。

³ お鉢めぐり;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)38ページ図23を参照されたい。

	<p>➤ 役行者堂跡地</p> <p>➤ 地下遺構</p> <p>iii) その他施設</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 扶桑教会 b) 大塚 c) 諏訪森 d) 中ノ茶屋付近石碑群 e) 馬返鳥居及び周辺石碑群 f) 禥所跡 g) 一合五勺鳥居跡 h) 定善院跡 i) 三社宮 j) 御座石浅間神社 k) 不動小屋脇祠 l) 富士森稻荷社 m) 経ヶ岳 n) 姥ヶ懐 o) 扶桑教天拝所 p) 迎久須志神社 q) 地下遺構(定善院跡、三社宮跡) <p>iv) 宗教的意味を付された地形</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 中ノ茶屋先の仙瑞堀 b) 御釜石 c) 御座石 d) 鎌岩館横洞窟 e) 八大魔王 f) 烏帽子岩及びその下の洞窟 g) 亀岩 <p>2) お鉢めぐり³</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 信仰関連施設 a) 浅間大社奥宮 b) 浅間大社東北奥宮(久須志神社) c) 拝所 d) 不動尊石像 <p>ii) 道、石垣</p> <p>iii) 宗教的意味を付された地形</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 金明水 b) 銀明水
--	---

	<p>c)このしろ池</p> <p>d)久須志岳・白山岳・剣ヶ峰・三島岳・駒ヶ岳・浅間ヶ岳・朝日ヶ岳・成就ヶ岳</p> <p>e)釈迦ノ割石</p> <p>f)雷ヶ岩</p> <p>g)東安ノ河原</p> <p>h)虎岩</p> <p>i)大内院</p> <p>j)小内院</p> <p>(3)社会的要素</p> <p>1)山小屋・休憩施設</p>
5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)	<p>(1) A地区</p> <p>1)自然的要素</p> <p>i)地質・地形については自然の状態のまま維持することを基本とする。植生についても現状維持を基本とする。そのため、建築物又は工作物¹の設置や切土・盛土などの土地の形状等を変更し、景観や植生に影響を及ぼすおそれのある地形の変更等については、学術研究その他公益性があるもの以外は厳しく規制する。</p> <p>ii)土壤・岩石の採取、その他の行為については、学術研究その他公益性があり、かつ、植生や周辺環境に影響がないもの以外は厳しく規制する。</p> <p>iii)木竹の伐採等は、次の場合を除き厳しく規制する。</p> <p>a)学術研究その他の公益上必要と認められるもの。</p> <p>b)地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの。</p> <p>c)病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの。</p> <p>d)富士山の歴史的・文化的景観(文献上、富士山からの展望地として名所であったことが確認できる場合など)を維持または復元するために必要最小限のもの。</p> <p>e)植物の採取は、学術研究その他公益性があり、かつ、植生や周辺環境に影響がないもの以外は厳しく規制する。</p> <p>f)動物については、指定地内においてみだりに捕獲・採取を行わないよう啓発に努める。捕獲・採取用のわな等の設置については、学術研究その他公益性があり、捕獲量や方法が周辺環境への影響がないもの以外は厳しく規制する。</p> <p>2)歴史的要素</p> <p>i)道については、今後も形状、景観等、現状維持を基本として維持管理を行う。これらの道及びその両側における地形・地貌の変更や構築物の設置は、学術研究や登山</p>

¹ **工作物**;特別名勝富士山保存管理計画(山梨県)では、地上・地中に人工を加えて製作したもののうち、建築物を除いて、次の①～⑨に示すものとする。①小規模建築物に付随する工作物(塀・フェンス等)、②道路付近工作物(側溝、道路安全施設(道路標識・信号機・外灯・ガードレール・ガードパイプ・転落防止柵・歩車道境界ブロック等)、③指導表示物(救急表示板・緊急表示板・指示表示板・文化財等説明板・文化財等説明碑等)、④屋外広告物(看板・立看板・広告塔・広告旗等)、⑤計測機器(地中温度計・雨量計・実数調査センサー等)、⑥危険防止及び安全管理工作物(侵入防止柵・落石防護柵・落石防護壁等)、⑦砂防・治山工作物(砂防ダム・谷止め工・導流堤・えん堤等)、⑧記念碑・慰靈碑、⑨その他の工作物(テント、足場、ベンチ等の仮設物等)

	<p>者の危険防止及び安全確保のためなど公益上必要と認められる以外のものについては厳しく規制する。また、公益上必要なもの等の設置等であっても周辺景観への配慮を求めるとともに、地下遺構の状況が明らかでない場所において掘削を伴う工事を行う場合は、事前に発掘調査の実施等を求める。</p> <p>ii) 社殿、鳥居他信仰関連施設については、学術研究その他公益性があるもの、あるいは古来からの伝統に基づく奉納物以外は現状維持を基本として保存管理を行う。ただし、公益性があるもの等であっても地下遺構の存在が想定される場所で地面掘削を伴う場合には、必要に応じて発掘調査等を実施し、適切な遺構・遺物の保存・整理を行う。石碑や石仏については、現状維持を基本として保存管理を行う。</p> <p>3)社会的因素</p> <p>i) 山小屋・休憩施設については、改築・建て替えのため若しくは災害復旧のための新築、環境負荷を低減するためのトイレ等施設の建築、歴史的景観を保護するための施設の設置及び登山者の安全や利便性を向上させるため等公益目的に係る最低限の増築・改築及び建て替えを認めるが、それ以外については原則として従前の規模・外観を維持することとする。ただし、公益目的に係るもの等であっても周辺環境、景観について最大限配慮を行う。</p> <p>ii) 現在閉鎖中の山小屋については、その歴史的な価値、建築物の概要など記録するよう努める。</p> <p>(2)B地区</p> <p>1)自然的因素</p> <p>i) 自然的因素の保存管理については木竹の伐採以外はA地区と同様に行う。</p> <p>ii) 木竹の伐採についてはA地区に準じて厳しく規制する。</p> <p>2)歴史的因素</p> <p>i) 御中道についてはA地区と同様の保存管理を行う。</p> <p>ii) 小御岳神社については、現状の景観を維持し保存管理を行う。</p> <p>iii) 諏訪森については、建造物の設置等は公益目的以外のものは厳しく制限するとともに森林景観維持のための間伐・除伐・下刈り、古損木の撤去及び管理のための調査及び病害虫の予防等森林または個々の木の維持を目的とするもの以外の伐採、枝切りその他木を損傷する行為は厳しく規制する。</p> <p>(3)C地区</p> <p>1)自然的因素</p> <p>i) 木竹の伐採、植物の採取、土石の採取については、生活・生業に配慮しつつ自然環境や景観保護のため慎重に対処する。</p> <p>2)歴史的因素</p> <p>i) 登山道は適宜維持・保全を図る。登山道周辺への建築物、工作物の設置については、生活・生業に配慮しつつ、登山道の景観を保護するため慎重に対処する。</p> <p>ii) 北口本宮富士浅間神社の境内地については、その歴史的景観を守るために 現状維持を基本としつつ、近隣住民や多くの信者が訪れる場所であることに配慮し、保存</p>
--	--

	<p>管理を行う。また、境内地には地下遺構が残っている可能性が高いことから、掘削を伴う行為を行う場合には、山梨県又は富士吉田市教育委員会の事前調査又は工事立会を行う。</p> <p>iii) 境内地の樹木については、御神木以外の樹木も境内の厳粛な雰囲気を醸し出すものであり、それらの木々については、現在の景観を維持するよう保護、保全を図る。檜皮の採取や建物の補修、鳥居等の構築物の建替の際に使用するための伐採等、危険防止のための樹木の伐採などにおいても景観へ配慮しつつ行うものとする。</p> <p>iv) 宗教的意味を付された地形については、現状維持に努める。</p> <p>3) 社会的因素</p> <p>i) 山小屋、休憩施設の改修等については景観への配慮を求める。山小屋、休憩施設の新設については登山道の景観を保護するため慎重に対処する。</p> <p>(4) D 地区</p> <p>1) 自然的因素</p> <p>i) 自然的因素については、景観、周辺環境に重大な影響を及ぼさないよう保存管理を行う。</p> <p>2) 歴史的因素</p> <p>ii) 市街地と接し、民有地が多い場所であり林業等生業が行われている一方で、道の良好な景観も残されている箇所であり、構築物等の設置については、生活、生業に配慮しつつ景観及び周辺環境に重大な影響を及ぼさないように慎重に対処する。</p>
6. 現状変更等の取扱に関する基準	<p>各地区における木竹の伐採、構築物等の設置についての取扱基準は表2のとおり。</p> <p>また、C地区及びD地区における構築物等の高さ、壁面後距離、その他(展望・風致景観の維持)についての取扱基準は表3のとおり。</p> <p>各地区における植物の採取、土壌・岩石の採取、その他についての取扱基準は表4のとおり。</p>
7. 整備・活用の方針	<p>(1) 山梨県、関係市町村をはじめ、文化庁・環境省・林野庁とも連携しながら、保存管理の目的の達成のために継続した取り組みを行う。なお、その際には、多くの登山者や観光客が訪れる日本を代表する山岳として、登山道の整備や自然を守るための進入防止柵等の設置を計画的に進める。</p> <p>(2) 吉田口登山道の六合目付近から下の区間は、現在利用者が少ないとから、利用を促進する方策について検討するとともに、江戸時代の登山道等の調査の検討も行いその歴史的価値の啓発に努める。</p> <p>(3) 富士山の文化財としての価値の保存及び周辺地域を含めた環境保全にも資するため、登山客や観光客を含め広く広報・普及を行う。広報・普及の方法としては、富士山の貴重な自然や登山道、宗教的地形の由来とその付近にある祠との関係、寺社等についての案内板の設置、山小屋に残る歴史的因素を紹介するパンフレットやホームページの作成が考えられる。また、富士山と文化・芸術との関わりを紹介する取り組みを、博物館・美術館と連携して実施するとともに、富士山に関する各種講座の開催や富士山に関する学術的研究の推進なども必要となる。</p>

表1 特別名勝富士山(山梨県)における地区区分

区分	船津口登山道	吉田口登山道	梨ヶ原地域 (国道138号及び村道山中34号)	御中道下500mから頂上まで
A 地区	船津口登山道と精進口登山道との合流点から御中道(五合目)下500mまで。	一合目(鈴原社)から御中道(五合目)下500mまで。	—	富士山有料道路五合目終点施設集団区域を除く区域。
B 地区	—	国有林諏訪森地内。	滝沢堀から、北側は梨ヶ原中道まで、南側は山中湖村東富士五湖道路山中湖インターチェンジまでの国道138号道路中心線から30mの区域。	富士山有料道路五合目終点施設集団区域。
C 地区	県営有料道路100m下から天然記念物富士山原始林境まで。	登山道の起点から一合目(鈴原社の下)まで(国有林諏訪森を除く)。	—	—
D 地区	登山道の東側は字恵語から西側は字上六本木から県営有料道路下100mまで。	—	滝沢堀から、北側は山中湖村字見通道下地内まで、南側は山中湖村字北畠まで。 ただし、B地区と重複する部分を除く。	—
E 地区	指定地の起点から東側は字狐塚まで。 西側は字下六本松まで。	—	南北側とも富士吉田市内の指定地起点から滝沢堀まで。 山中湖村では、北側は字見通道下地内、南側は字北畠地内から山中湖村の終点まで。	—
船津口登山道及び吉田口登山道については、各登山道の道路路肩から両側100mの区域を含む。 梨ヶ原地域のD地区及びE地区については、国道138号及び村道山中34号の道路路肩から両側100mの区域を含む。				

表2 特別名勝富士山(山梨県)における現状変更の許可基準(木竹の伐採、構築物等の設置)

地区	木竹の伐採	構築物等の設置
A地区	<p>認めない。</p> <p>ただし、次の場合はこの限りではない。</p> <p>(1)学術研究その他公益上必要と認められるもの。</p> <p>(2)地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの。</p> <p>(3)病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの。</p> <p>(4)富士山の歴史的・文化的な景観を維持または復元するために最小限必要なもの。</p>	<p>認めない。</p> <p>ただし、次の場合はこの限りではない。</p> <p>(1)既存のものの改築・建替えのため若しくは災害復旧のための新築。</p> <p>1) 山小屋は、2005年に調査した「山小屋の現況調査」で確定した従前の規模を越えず、外観についても従前のものとする。</p> <p> i) 規模とは、建築面積及び高さをいう。</p> <p> ii) 外観とは、形状、色彩をいう。</p> <p>2) B地区の富士山有料道路五合目終点施設集団区域での建築物は高さ13m以内、延床面積2, 400m²以内とする。</p> <p>3) その他の区域にあっては、従前の規模・面積を超えないもの。</p> <p>(2)学術研究その他公益上必要と認められるもので、当該地区以外ではその目的を達成することができないと認められるものの新築・改築・増築など。</p> <p>(3)地区住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの。</p> <p>1) A地区及びB地区における新築、増築等における外観は次のとおりとする。</p> <p> i) A地区</p> <p> a) 屋根の形状は原則として切妻又はこれに類するものとし、色彩は原則として焦茶色とする。</p> <p> b) 壁の色は原則として茶系色とする。</p> <p> ii) B地区</p> <p> a) 屋根の形状は原則として切妻・寄棟等の勾配屋根とし、色彩は原則として灰黒色又は焦茶色とする。</p> <p> b) 壁の色は原則として茶系色、ベージュ色、クリーム色、灰色とする。</p>
B地区	<p>原則として単木抾伐法。</p> <p>森林の最小区分ごとに算定した抾伐率が10%以内とする。</p> <p>ただし、次の場合はこの限りではない。</p> <p>(1)学術研究その他公益上必要と認められるもの。</p> <p>(2)地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの。</p> <p>(3)病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの。</p>	

C 地区	原則として択伐法。 ただし、林業施業計画に基づく小面積の皆伐は認める。	景観に影響を及ぼさないよう規模の制限・形態・色彩など周囲との調和を図る。 基準は表3による。
D 地区	景観に重大な影響を及ぼさないよう個別に対応する。	

表3 特別名勝富士山(山梨県)C地区及びD地区における構築物等の設置基準

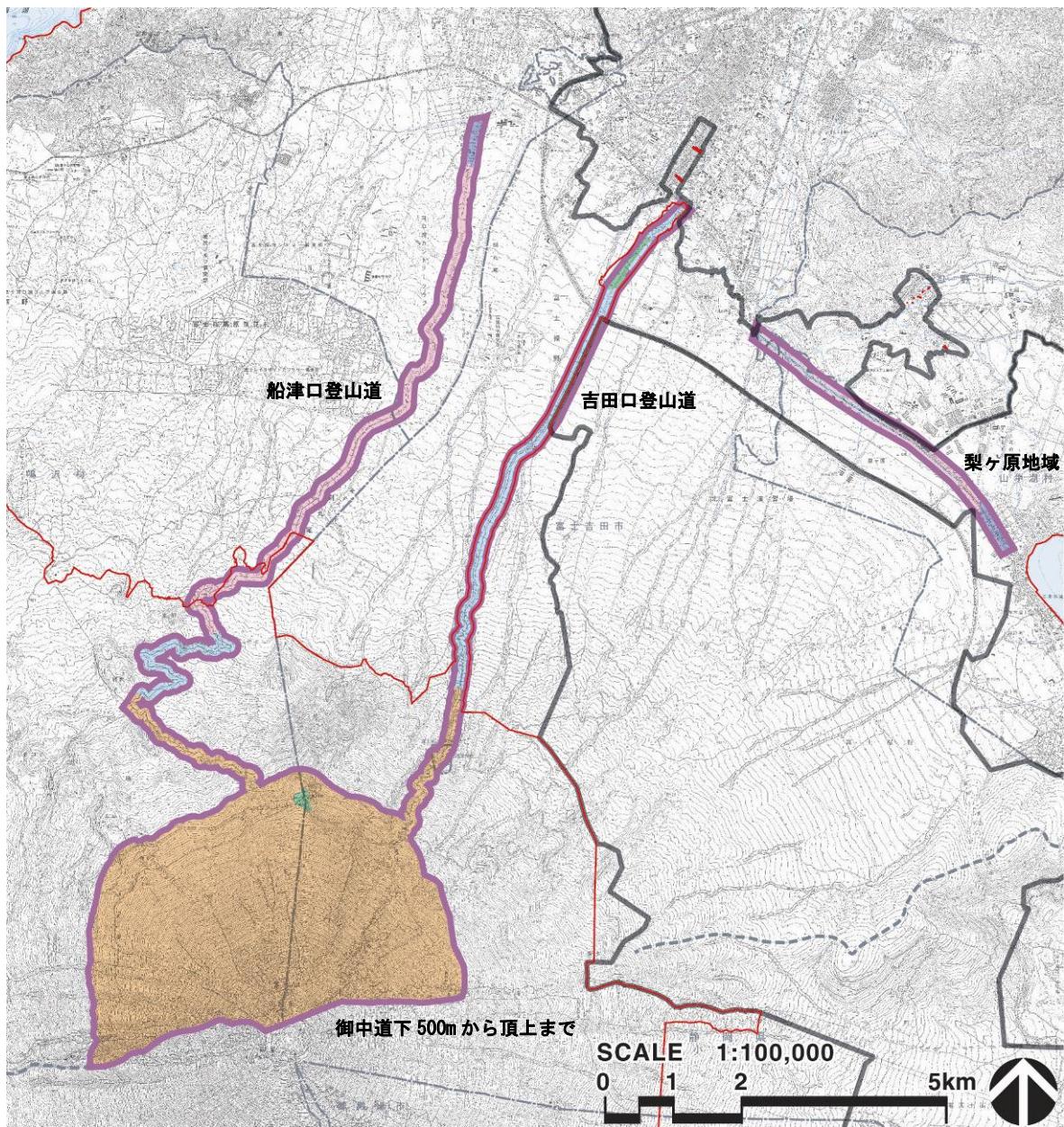
地区	構築物等の高さ	構築物等の壁面後退距離	その他(展望・風致景観の維持)
C地区	10m以下	船津口・吉田口登山道路肩より10m以上	(1) 主要な展望地(道路・公園・駐車場など)から富士山を展望する場合、著しい妨げにならないものであること。 (2) 山稜線を分断するなど富士山の展望に著しい支障を与えるものでないこと。 (3) 屋根の色彩は、原則として灰黒系色又は焦茶色とし、屋根の形状は原則的に切妻・寄棟・入母屋等の勾配屋根であること。 (4) 壁面の色彩は、茶系色・ベージュ色・クリーム色・灰系色とする。 (5) 飾窓やバルコニーの手摺りなど装飾部分については、極力簡素なものとし、周囲の景観との調和を著しく乱すものでないこと。 (6) 吉田口登山道沿い及び船津口登山道において建築する場合には、登山道沿いに植栽等を行うなど、登山道の景観に配慮すること。 (7) 電柱、鉄塔等の構築物については原則として焦げ茶色とする。
D地区	13m以下	船津口登山道路肩より5m以上(土地の形状等により5mの後退が困難な場合は個別に対応する。)	

既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)、地域住民の生活又は生業に必要なものの新築又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築については、この限りでない。

なお、この場合の「規模」においては、防災・衛生上必要な施設については、別途考慮する。

表4 特別名勝富士山(山梨県)におけるその他の現状変更の許可基準

行為の種類	その他
1 植物の採取	A～B地区
2 土壌・岩石の採取	学術研究その他公益上必要と認められるもので、植生、周辺環境に影響がないもの。
3 その他	C地区～D地区 植生、周辺環境への影響がないもの。



凡例

特別名勝指定地外周線

資産範囲

緩衝地帯

保護地区区分

地区 A

地区 B

地区 C

地区 D

地区 E

Key plan

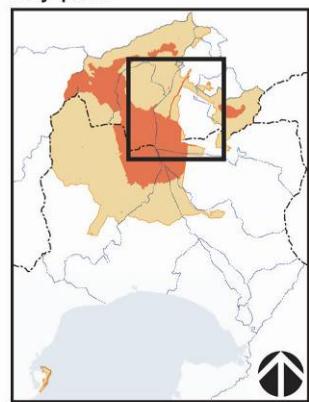


図1 特別名勝富士山(山梨県) 地区区分図

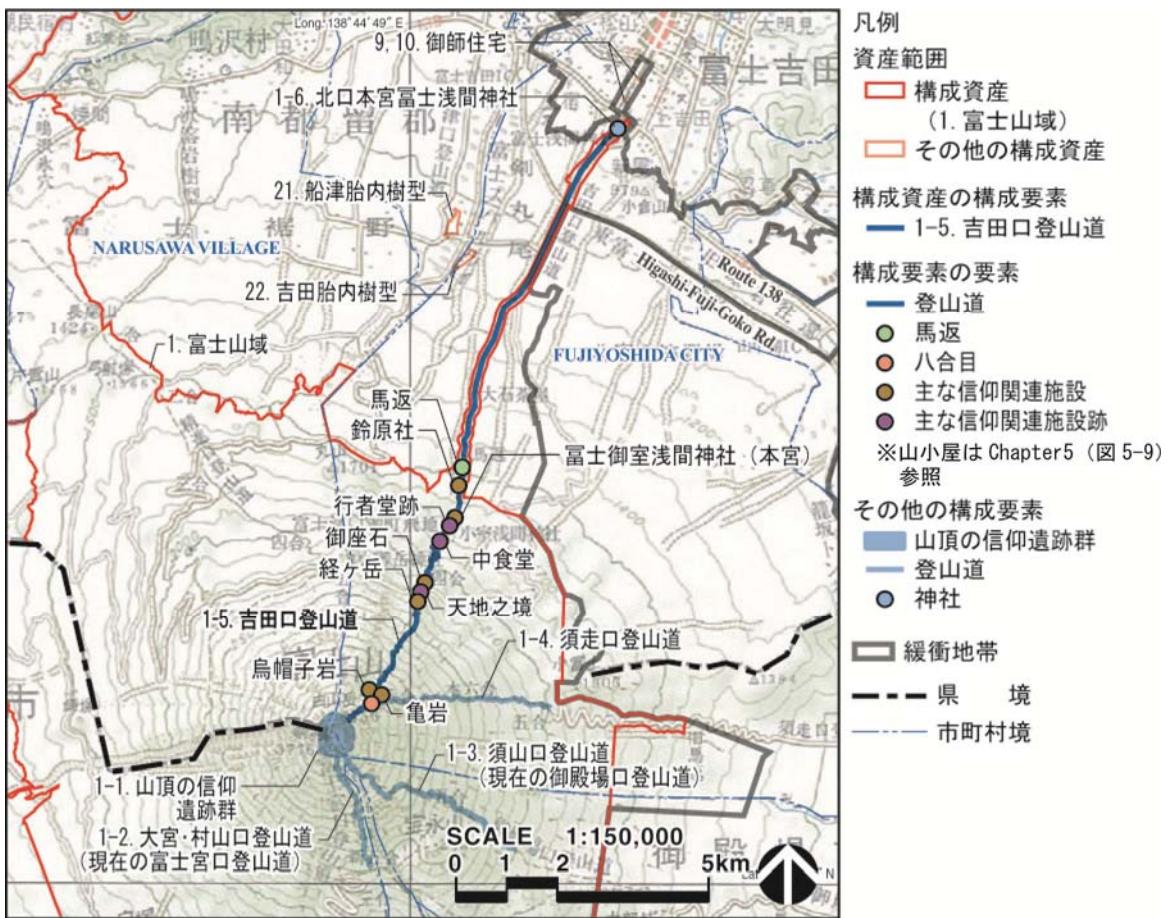


図2 吉田口登山道 平面図

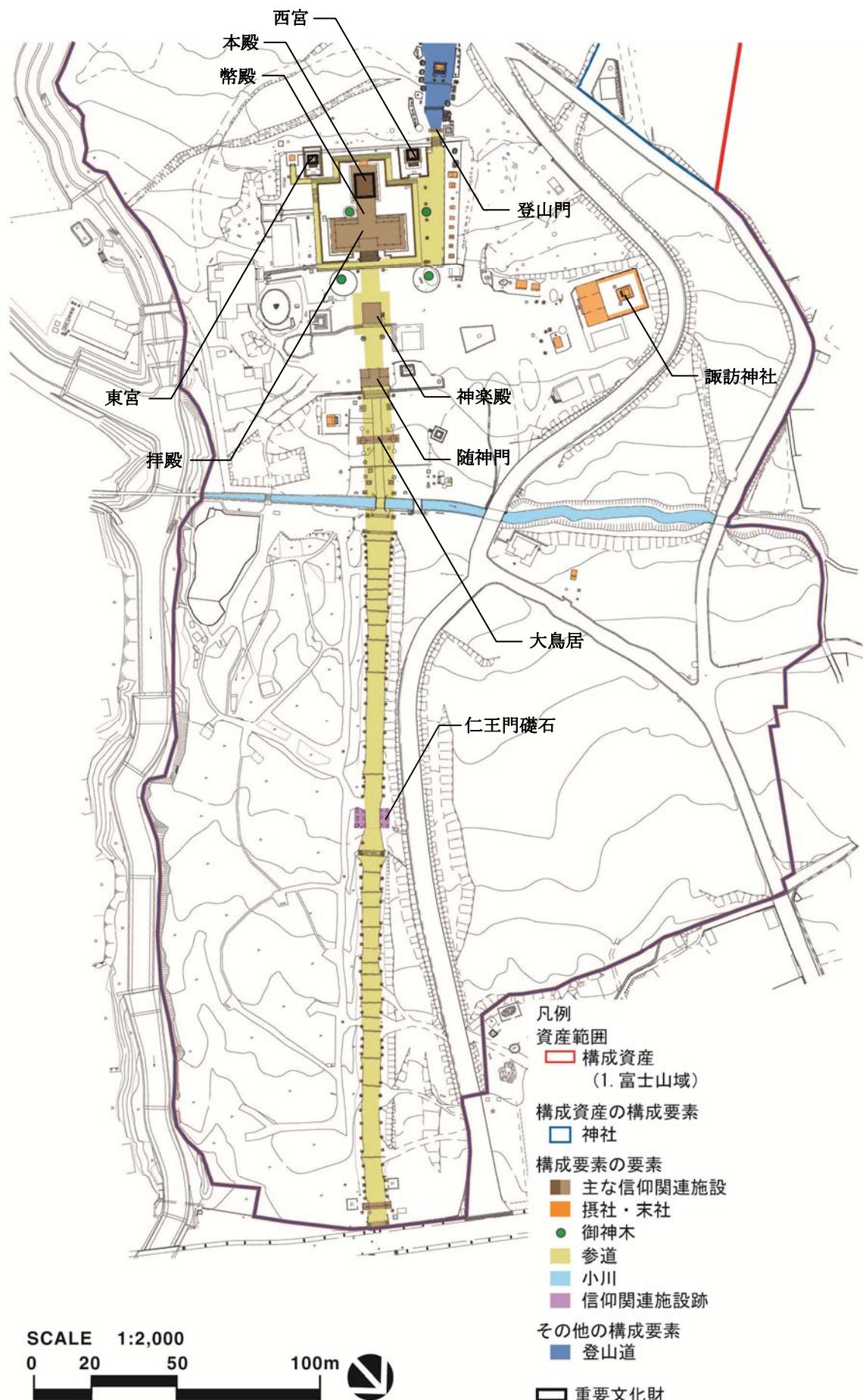


図3 北口本宮富士浅間神社 平面図

2. 特別名勝富士山保存管理計画(静岡県) 概要

構成資産又は構成要素名	富士山域の一部(山頂の信仰遺跡群、大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)、須山口登山道(現在の御殿場口登山道)の一部、須走口登山道)		
文化財の名称	富士山	文化財の種類	特別名勝
1. 「富士山」の顕著な普遍的価値における意義	<p>特別名勝富士山は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である「富士山域」の中核部分を占める。</p> <p>富士山域は顕著な普遍的価値の『信仰の対象』の側面において、山麓の浅間神社を起点として山頂へと通ずる3つの登山道をはじめ、山頂のお鉢めぐり¹などの富士山信仰を表す諸要素を含み、顕著な普遍的価値の『芸術の源泉』の側面において、名勝富士五湖に含まれる本栖湖西北岸の中ノ倉峠及び名勝三保松原の2箇所から展望される富士山域の主たる風致景観を構成している。</p>		
2. 法的保護の状況及び保存管理の現状等	<p>1952年 文化財保護法の下に名勝として指定された。</p> <p>1952年 名勝の指定地が、特別名勝として指定された。</p> <p>1966年 特別名勝の指定地が拡大された。</p>		
3. 保存管理の基本指針	<p>(1) 富士山の持つ特性を整理、明確化した上で、特別名勝の本質的価値を構成する要素と、それらと密接に関わる要素を特定し、周辺地域についても構成要素を把握する。</p> <p>(2) 指定地が広域であるため、地形・植生・土地利用形態等に応じて地区²区分を行い、各地区の性質に基づき保存管理の方法及び現状変更等の取扱基準を定める。</p> <p>(3) 富士山はその特性が山麓まで連続し、特別名勝指定地の周辺の地域にも良好な自然的景観が展開されており、大きく秀麗な山体は遠望の対象となっているため、周辺環境を含め、一体的な保全の方法を講ずる。</p> <p>(4) 確実な保存管理を行うために、適切な整備活用の方針を示し、それらを着実に履行するための具体的な施策をまとめ、関係諸機関、関係市町とも十分に連絡・協議をする。</p> <p>(5) 地域に根ざした包括的な保存管理を進めるために、地域住民と最も身近に接する市町をはじめ、文化庁、関連諸機関との連携体制を整備する。</p>		
4. 本質的価値を構成する要素 ³	<p>(1) 自然的要素</p> <p>1) 地理的条件・地形・地質</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 円錐形火山(コニーデ) ii) 約70の側火山 iii) 浸食谷 iv) 湧水涵養量 		

¹ お鉢めぐり; お鉢めぐりは頂上の各峰を巡る行為のことであるが、特別名勝富士山保存管理計画(静岡県)においては、「お鉢めぐりに利用された頂上の周回路」のことをいう。

² 地区; 第1種保護地区、第2種保護地区、第3種保護地区、第4種保護地区、第5種保護地区的5つの地区に区分。地区区分は本包括的保存管理計画(分冊1)24ページ表5及び本包括的保存管理計画(分冊1)25ページ図4を参照されたい。

³ 本質的価値を構成する要素; 特別名勝富士山(静岡県)の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)68ページ表5を参照されたい。)をゴシック体で表示することとする。

	<p>2)植物相</p> <ul style="list-style-type: none"> i)植生帯の垂直分布 ii)森林限界 iii)保護林 iv)火山荒原 v)富士山に見られる代表的な植物 <p>3)動物相</p> <ul style="list-style-type: none"> i)豊かな鳥類相 ii)草原性の蝶類 iii)陸生哺乳類 iv)南・西斜面地域 <p>4)自然災害</p> <ul style="list-style-type: none"> i)火山活動 ii)宝永の大噴火 iii)落石、土石流 iv)雪代 <p>(2)人文的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> 1)村山口(大宮口)登山道¹ 2)須山口・御殿場口登山道² 3)須走口登山道 4)お中道 5)お鉢めぐり³ <ul style="list-style-type: none"> i)信仰に関わる建築物・工作物 <ul style="list-style-type: none"> a)浅間大社奥宮 b)浅間大社東北奥宮(久須志神社) c)各登山口拝所・鳥居 d)不動明王像 ii)信仰に関わる自然物 <ul style="list-style-type: none"> a)八葉⁴ b)内院 c)東斎の河原(東安河原) d)西斎の河原(西安河原)
--	---

¹ 村山口(大宮口)登山道;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)(構成要素 1-2)のことを指す。

² 須山口・御殿場口登山道;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である須山口登山道(現在の御殿場口登山道)(構成要素 1-3)のことを指す。

³ お鉢めぐり;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)38ページ図23を参照されたい。

⁴ 八葉;火口壁に沿って所在する小高い丘。剣ヶ峰、白山岳、久須志岳、成就岳、伊豆岳、朝日岳、駒ヶ岳、三島岳を指す。

	<p>e)虎岩(獅子岩)</p> <p>f)积迦の割石</p> <p>g)鰐ヶ池(このしろが池)</p> <p>h)金明水・銀明水</p> <p>i)三島ヶ嶽経塚</p> <p>(3)社会的因素</p> <p>1)御殿場口登山道山小屋</p> <p>2)須走口登山道山小屋</p> <p>3)富士宮口登山道山小屋</p>
5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)	<p>(1)第1種保護地区</p> <p>1)自然的因素</p> <p>i)土地の形状・土壤の性質を変える行為、及び植生に影響を与える行為については、安全確保の措置及び学術研究を目的とするもの以外は厳しく規制する。</p> <p>ii)土壤・岩石の採取については、安全確保の措置及び学術研究を目的とするもの以外は厳しく規制する。</p> <p>iii)植物の採取、木竹の伐採・植栽については、安全確保の措置及び学術研究を目的とするもの以外は厳しく規制する。</p> <p>iv)動物の捕獲等の行為については、安全確保の措置及び学術研究を目的とするもの以外は厳しく規制する。</p> <p>2)歴史的因素</p> <p>i)宗教的意義が付与された自然物については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。</p> <p>ii)宗教施設である建築物や鳥居などの工作物¹については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。</p> <p>iii)登山道・お鉢めぐり・お中道については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。</p> <p>iv)地面掘削を伴う場合には、必要に応じて発掘調査等を実施し、遺構・遺物の適切な保存・整理に努める。</p> <p>3)社会的因素</p> <p>i)各山小屋については、以下の3点に基づき保存管理する。</p> <p>a)土地の形質、建築物及び工作物については、現状の規模の維持に努める。</p> <p>b)建築物・工作物等で、景観を現に阻害しているものについては、更新時に撤去・</p>

¹ **工作物**;特別名勝富士山保存管理計画(静岡県)では、地上・地中に人工を加えて製作したものうち、建築物を除いて、次の①～⑨に示すものとする。①小規模建築物に付随する工作物(塀・フェンス等)、②道路付近工作物(側溝・道路安全施設(道路標識・信号機・街灯・ガードレール・ガードパイプ・転落防止柵・歩車道境界ブロック等))、③指導標(救急表示板・緊急表示板・指示表示板・文化財等説明板・文化財等説明碑等)、④屋外広告物(看板・立看板・広告塔・広告旗等)、⑤計測機器(地中温度計・雨量計・実数調査センサー等)、⑥危険防止及び安全管理工作物(侵入防止柵・落石防護柵・落石防護壁等)、⑦砂防・治山工作物(砂防ダム・谷止め工・導流堤・えん堤等)、⑧記念碑・慰靈碑、⑨その他の工作物(テント、足場、ベンチ等の仮設物等)

	<p>改良を行うものとする。</p> <p>c) 安全確保等に関わる地形の形質変更、建築物及び工作物の設置に当たっては、特別名勝の景観との調和に十分配慮する。</p>
	<p>(2) 第2種保護地区</p>
	<p>1) 自然的要素</p> <p>i) 木竹の伐採・植栽以外の行為については、第1種保護地区と同様に厳しく規制する。対象となるのは、土地の形状・土壤の性質を変更する行為、土壤・岩石の採取、植生に影響を与える行為、植物の採取、動物の捕獲の行為などである。</p> <p>ii) 木竹の伐採・植栽については、安全確保の措置、学術研究及び森林施業に関わる以外は規制する。</p>
	<p>2) 歴史的要素</p> <p>i) 古御岳神社の社殿及び鳥居などの建築物及び工作物については、現状の維持に努める。</p> <p>ii) 登山道については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。</p> <p>iii) 文化財が出土した場合については、必要な範囲内に応じて発掘調査等を実施し、遺構・遺物の適切な保存・整理を行う。</p>
	<p>3) 社会的因素</p> <p>i) 各山小屋については、第1種保護地区と同じ考え方に基づいて保存管理する。</p>
	<p>(3) 第3種保護地区</p>
	<p>1) 自然的要素</p> <p>i) 木竹の伐採・植栽以外の行為については、第1種保護地区同様の考え方に基づくこととする。対象となるのは、土地の形状・土壤の性質を変更する行為、土壤・岩石の採取、植生に影響を与える行為、植物の採取、動物の捕獲の行為などである。</p> <p>ii) 木竹の伐採・植栽については、安全確保の措置を目的とするもの、学術研究に基づくもの、森林施業に関わるもの以外は規制する。</p>
	<p>2) 歴史的要素</p> <p>i) 鳥居などの工作物、登山道、埋蔵物については、第1種保護地区と同様の考え方に基づいて保存管理する。</p>
	<p>(4) 第4種保護地区</p>
	<p>1) 自然的要素</p> <p>i) 木竹の伐採・植栽以外の行為については、第3種地区と同様の考え方に基づいて保存管理する。対象となるのは、土地の形状・土壤の性質を変更する行為、土壤・岩石の採取、植生に影響を与える行為、植物の採取、動物の捕獲などの行為などである。</p> <p>ii) 木竹の伐採・植栽については、安全確保の措置や学術研究に基づくもの及び森林施業に関わるもの以外は規制する。</p>
	<p>2) 歴史的要素</p>

	<p>i) 伝統的な鳥居などの宗教儀礼に基づく工作物、登山道、埋蔵物については、第1種保護地区と同様の考え方に基づいて保存管理する。</p> <p>(5) 第5種保護地区</p> <p>1) 自然的要素</p> <p>i) 土地の形状・土壤の性質を変更する行為や、植生に影響を与える行為については、第1種保護地区と同様の考え方に基づいて保存管理する。</p> <p>2) 歴史的要素</p> <p>i) 登山道及び埋蔵物については、第1種保護地区と同様の考え方に基づいて保存管理する。</p>
6. 現状変更等の取扱に関する基準	<p>(1) 第1種保護地区</p> <p>1) 建築物・工作物の新・増・改築</p> <p>i) 建築物の新・増・改築は、原則として許可しない。ただし、次の場合はこの限りでない。</p> <p>a) 既存の建築物の改築または災害により消滅した建築物の復旧。</p> <p>b) 学術研究、防災、その他の公益上必要と認められるもので、当該地区以外では、その目的を達成することができないとみとめられるものの新・増・改築。</p> <p>c) 安全確保上の増・改築。</p> <p>ii) 外観意匠の具体的基準は、原則として次のとおりとする。</p> <p>a) 屋根</p> <p>➤ 勾配屋根とする。材料に自然素材を用いるか、又は色彩を焦げ茶色とする。</p> <p>b) 壁面</p> <p>➤ 材料に自然素材を用いるか、又は色彩を焦げ茶色もしくは灰黒色とする。</p> <p>iii) 工作物の設置に関しては、周囲の景観にそぐわないものを許可しない。なお、景観を阻害する工作物は、更新時に除却し又は、形状・色彩・規模において、改良し、周囲の景観の保全に努める。</p> <p>a) 宗教施設や鳥居などの工作物</p> <p>➤ 規模・形態・色彩・材質等に関し現状を維持する。</p> <p>➤ 安全確保を図る目的で強度等を向上させる場合には、現状の形態・色彩を踏襲するとともに、周囲の景観にも調和したものとするよう努める。</p> <p>➤ 頤彰碑等については現状を維持とし、新規の設置を許可しない。</p> <p>b) 学術研究を目的として設置する工作物</p> <p>➤ 計測機器類については、規模・形態・色彩・材質等において、景観を阻害しないものとする。</p> <p>c) 登山道等の整備に必要な工作物</p> <p>➤ 安全確保を目的とする目的とする道路関連の工作物については、周囲の景観に馴染む形態・色彩とする。</p> <p>➤ 危険防止及び安全管理のための工作物については、安全確保の機能を前提として、周囲の景観に馴染んだ形態・色彩とする。</p>

- 指導標については、周囲の景観に馴染んだ形態・色彩とする。
 - 屋外広告物については、周囲の景観に馴染んだ形態・色彩とする。
- d) その他の工作物
- 期限を限って設置する仮設の工作物については、周囲の景観に馴染んだ形態・色彩とする。

2) 土地の形質の変更、土壤・岩石の採取

- i) 土地の形状・土壤の性質を変更する行為、土壤・岩石の採取は許可しない。ただし、安全確保及び学術研究を目的とするもの、その他の公益上必要と認められるものについては、この限りでない。
- ii) 地面の掘削を伴う復旧・更新・整備に当たっては、必要に応じて発掘調査等を実施し、その成果を十分踏まえて遺構・遺物の保存・整備を行う。
- iii) 切土により法面を造成する工事においては、安全管理上やむを得ない場合を除き緑化を図る。その際、原則として周辺の在来植生と調和した植物を用いる。また、盛土を伴う場合には、盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置を講じることとする。

3) 植物の採取、木竹の伐採・植栽

- i) 植物の採取は認めない。ただし、安全確保の措置及び学術研究に基づくもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りではない。
- ii) 木竹の伐採・植栽については許可しない。ただし、次の場合はこの限りでない。
 - a) 病害虫木の伐採及び危険木の伐採等の森林管理及び安全管理に関わるもの。
 - b) 国有林野施業実施計画に基づくもの。
 - c) 崩壊地に対する植栽。ただし、原則として周辺の在来植生と調和した植物とする。

4) 登山道・道路等の新設・維持

- i) 現状の維持に努め、新設は許可しない。復旧・整備を行う場合には、景観との調和に努める。ただし、安全確保の措置及び国有林野施業実施計画に基づくもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りでない。

5) 砂防・治山工事

- i) 砂防・治山に係る工作物については、芝川・潤井川流域、沼川流域、酒匂川流域及び黄瀬川流域における住民の生命と財産を守るために砂防施設として整備を進める。なお、防災上の目的の達成を前提として、景観との調和にも十分配慮する。また、緑化に当たっては、原則として周辺の在来植生と調和した植物とする。

6) 動物の捕獲

- i) 動物の捕獲については許可しない。また、貴重種の昆虫類の捕獲についても許可しない。ただし、安全確保及び学術研究を目的とするもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りでない。

(2) 第2種保護地区

1) 建築物・工作物の新・増・改築

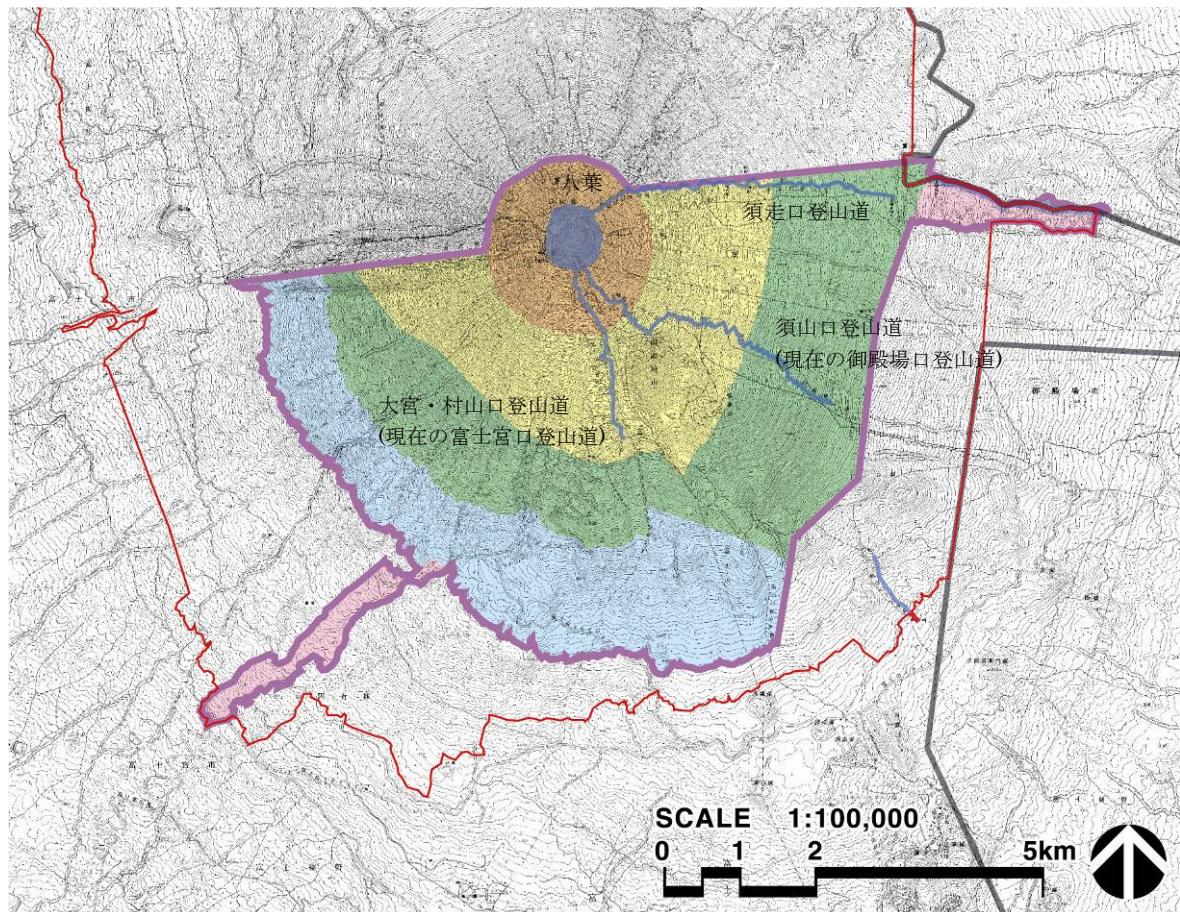
	<p>i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。</p> <p>2) 土地の形質の変更、土壤・岩石の採取</p> <p>i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。</p> <p>3) 植物の採取、木竹の伐採・植栽</p> <p>i) 植物の伐採については、第1種保護地区と同様の取扱基準とする。</p> <p>ii) 木竹の伐採については、原則として単木抾伐法によるものとする。ただし、次の場合はこの限りでない。</p> <p>a) 病害虫木の伐採及び危険木の伐採等森林管理及び安全管理に関わるもの。</p> <p>b) 国有林野施業実施計画に基づくもの。</p> <p>iii) 植栽については、原則として周辺の在来植生と調和した植物とする。</p> <p>4) 登山道・道路等の新設・維持</p> <p>i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。</p> <p>5) 砂防・治山工事</p> <p>i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。</p> <p>6) 動物の捕獲</p> <p>i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。</p> <p>(3) 第3種保護地区</p> <p>1) 建築物・工作物の新・増・改築</p> <p>i) 建築物の新・増・改築は、原則として、次表に示すとおり、外観の意匠・屋根・面・高さに関する具体的な基準に合致するもののみ許可する。</p> <p>a) 屋根</p> <p>➤ 勾配屋根とする。材料に自然素材を用いるか、色彩を焦げ茶色又は灰黒色とする。</p> <p>b) 壁面</p> <p>➤ 材料に自然素材を用いるか、色彩を周囲の景観の色調に同調するものとし、茶系色・灰色・ベージュ色・クリーム色とする。</p> <p>c) 高さ</p> <p>➤ 最高部の高さが、13m以下とする。</p> <p>d) 学術研究、防災その他公益上必要と認められるもので、当該地区以外では、その目的を達成することができないと認められるものの新築・改築については、この限りでない。</p> <p>ii) 工作物の設置については、原則として第1種保護地区と同様の取扱基準とする。周囲の景観にそぐわないものは許可しない。なお、景観を阻害する工作物については、更新時に除却し又は、形状・色彩・規模の観点において改良し、周囲の景観との調和に努める。</p> <p>a) 宗教施設や鳥居などの工作物、及び登山道等の整備・安全管理等に関する工作物</p> <p>➤ 規模・形態・色彩・材質等において、周囲の景観と馴染むものとする。</p>
--	--

	<p>➤ 頸彰碑等については現状を維持することとし、新規の設置については許可しない。</p> <p>b) 学術研究を目的として設置する工作物</p> <p>➤ 計測機器類については、規模・形態・色彩・材質等において、景観を阻害しないものとする。</p> <p>2) 土地の形質の変更、土壤・岩石の採取</p> <p>i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。</p> <p>3) 植物の採取、木竹の伐採・植栽</p> <p>i) 植物の採取については、第1種保護地区と同様の取扱基準とする。</p> <p>ii) 木竹の伐採については、原則として択伐法によるものとする。ただし、次の場合はこの限りでない。</p> <p>a) 病害虫木の伐採及び危険木の伐採等の森林管理及び安全管理に関わるもの。</p> <p>b) 国有林野施業実施計画に基づくもの。</p> <p>iii) 植栽については、原則として周辺の在来植生と調和した植物とする。</p> <p>4) 登山道・道路等の新設・維持</p> <p>i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。</p> <p>5) 砂防・治山工事</p> <p>i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。</p> <p>6) 動物の捕獲</p> <p>i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。</p> <p>(4) 第4種保護地区</p> <p>1) 建築物・工作物の新・増・改築</p> <p>i) 第3種保護地区と同様の取扱基準とする。</p> <p>2) 土地の形質の変更、土壤・岩石の採取</p> <p>i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。</p> <p>3) 植物の採取、木竹の伐採・植栽</p> <p>i) 植物の採取については、第1種保護地区と同様の取扱基準とする。</p> <p>ii) 木竹の伐採において、病害虫木の伐採及び危険木の伐採等の安全管理に関わるもの及び国有林野施業実施計画に基づいて森林管理上実施されるものについては、方法の要件を付さないこととする。</p> <p>iii) 植栽については、原則として周辺の在来植生と調和した植物とする。</p> <p>4) 登山道・道路等の新設・維持</p> <p>i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。</p> <p>5) 砂防・治山工事</p> <p>i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。</p> <p>6) 動物の捕獲</p> <p>i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。</p> <p>(5) 第5種保護地区</p>
--	--

	<p>1)建築物・工作物の新・増・改築</p> <ul style="list-style-type: none"> i)建築物の新・増・改築については、景観を阻害しないものとする。 ii)工作物の設置に関しては、第3種保護地区と同様の取扱基準とする。 <p>2)土地の形質の変更、土壤・岩石の採取</p> <ul style="list-style-type: none"> i)土地の形状・土壤の性質を変更する行為については、原則として許可しない。ただし、安全確保及び学術研究を目的とするもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りでない。 ii)土壤・岩石の採取については、要件を付さない。 <p>3)植物の採取、木竹の伐採・植栽</p> <ul style="list-style-type: none"> i)植物の採取については、原則として要件を付さない。 ii)木竹の伐採において、病害虫木の伐採及び危険木の伐採等の安全管理に関するもの及び国有林野施業実施計画に基づいて森林管理上実施されるものについては、方法の要件を付さない。 iii)植栽については、原則として周辺の在来植生と調和した植物とする。 <p>4)登山道・道路等の新設・維持</p> <ul style="list-style-type: none"> i)第1種保護地区と同様の取扱基準とする。 <p>5)砂防・治山工事</p> <ul style="list-style-type: none"> i)第1種保護地区と同様の取扱基準とする。 <p>6)動物の捕獲</p> <ul style="list-style-type: none"> i)第1種保護地区と同様の取扱基準とする。
7. 整備・活用の方針	<p>(1)静岡県、関係市町をはじめ、文化庁・環境省・林野庁とも連携しつつ、本保存管理計画の目的の達成に向けて取組を継続する。その際には、国内外から登山者等が訪れ、日本を代表する山岳に相応しい品格のある山岳となるよう、登山道等の整備を進めることが重要であり、登山者のための施設の設置に当たっては、陵線の保全を図り、視認性の低い色彩を用いるなど遠望される景観としての整備に努める。</p> <p>(2)自然的構成要素である森林の中には、自然災害又は管理不足等から樹林の折損・倒壊を引き起こし、更新不良となっているものもあり、適切に復旧・整備する。</p> <p>(3)山頂域(第1種保護地区～第2種保護地区)については、貴重な高山植生又は天然林として保護・育成されなければならない。特に、遠望される景観の中核を成す地域であるため、林野庁及び関係諸機関とも緊密に連携を図り、「世界文化遺産の価値対象となり得る森林」づくりを進めていく。</p> <p>(4)広報・普及の方法としては、例えばガイダンス施設の設置や、説明板の整備等が考えられるが、その際には特別名勝としての価値を損ねることがないよう十分留意する。</p>

表5 特別名勝富士山(静岡県)における地区区分

区分	区域
第1種保護地区	山頂部から標高約2,400mに至るまでの区域
第2種保護地区	標高約2,400mから標高約1,900mに至るまでの区域
第3種保護地区	南西・西斜面に当たり、標高約1,900mから標高約1,600mに至るまでの区域
第4種保護地区	標高約1,650mから標高約1,000mまでの富士宮口登山道と、標高約1,900mから標高約1,350mまでの須走口登山道の区域
第5種保護地区	須走口登山道沿いの第4種保護地区の北側に連続する区域



凡例

— 特別名勝指定地外周線

保護地区区分

- 第1種保護地区（八合目以上）
- 第1種保護地区（八合目以下）
- 第2種保護地区
- 第3種保護地区
- 第4種保護地区
- 第5種保護地区

- 資産範囲
(構成資産)
- 資産範囲
(構成要素)
- 緩衝地帯

図4 特別名勝富士山(静岡県) 地区区分図

3. 史跡富士山保存管理計画(山梨県) 概要

構成資産又は構成要素名	富士山域の一部(山頂の信仰遺跡群、吉田口登山道、北口本宮富士浅間神社)、河口浅間神社、富士御室浅間神社		
文化財の名称	富士山	文化財の種類	史跡
1. 「富士山」の顕著な普遍的価値における意義	史跡富士山は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」が持つ顕著な普遍的価値の『信仰の対象』の側面において不可欠の要素である、八合目以上に当たる山頂信仰遺跡、登山道、山麓に点在する一群の浅間神社の境内など、時代・宗派を越えて継承されてきた富士山信仰の有形・無形の証拠のすべてを含んでいる。		
2. 法的保護の状況及び保存管理の現状等	<p>2011年 文化財保護法の下に、吉田口登山道を除く八合目以上の山域、吉田口登山道の八合目以下の山域、北口本宮富士浅間神社の境内、河口浅間神社の境内及び富士御室浅間神社の境内が史跡として追加指定された。</p> <p>2012年 文化財保護法の下に、吉田口登山道の八合目以上の区域が史跡として追加指定された。</p>		
3. 保存管理の基本指針	<p>(1) 指定地¹が、市街地と接する地域から山麓の森林、山頂に至るまで広範囲に散在していることから、個々の指定地の立地・性質に基づき地区²ごとの特性に応じた保存管理の方法及び現状変更等の取扱基準を定める。</p> <p>(2) 史跡の指定区域には、数多くの山小屋や林業施業地などが存在し、地域住民等が生業・生活を営んでいることから、史跡の保存管理に当たってはこのことに十分配慮し、住民の意向を尊重する。</p> <p>(3) 富士山には、夏の短い季節に20万人以上もの登山客等が来訪することから、これらの人々に対する安全対策には最大限の配慮を行う。</p> <p>(4) 史跡富士山と特別名勝富士山の指定地域は多くの部分で重複しており、相互に密接な関係を持っていることから、適切な保存管理を行うために、周辺の地域についても視野に入れ、総体としての適切な保全のあり方を示す。</p> <p>(5) 富士山を文化遺産としてその多様な価値を享受できるよう、適切な整備活用の考え方について示す。</p> <p>(6) 史跡の保存管理を推進するために必要となる組織、体制等のあり方及びその運営の方法等について示す。</p>		
4. 本質的価値を構成する要素 ³	<p>(1) 山頂信仰遺跡</p> <p>1) 自然的要素</p> <p>i) 地質・地形</p>		

¹ 指定地; 史跡富士山の指定区域のうち、河口浅間神社(御坂峠)は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の資産範囲に含まれていない。本包括的保存管理計画(分冊1)37ページ図5-1を参照されたい。また、構成資産に含まれていない河口浅間神社(御坂峠)については、本包括的保存管理計画(分冊1)においては、記述を割愛することとする。

² 地区; 第1種保護地区、第2種保護地区の2つの地区に区分。地区区分は本包括的保存管理計画(分冊1)34ページ表6及び本包括的保存管理計画(分冊1)37ページ～40ページの図5-1～図5-4を参照されたい。

³ 本質的価値を構成する要素; 史跡富士山(山梨県)の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産又は構成要素に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)68ページ表5を参照されたい。)をゴシック体で表示することとする。

	<p>a)噴火口</p> <p>2)歴史的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> i)信仰の対象となった地形 <ul style="list-style-type: none"> a)八葉 b)大内院 c)小内院 d)東安河原 e)西安河原 f)虎岩(獅子岩) g)割石 h)雷岩 i)このしろが池 ii)建築物及び工作物 <ul style="list-style-type: none"> a)浅間大社奥宮 b)久須志神社 c)鳥居 d)金明水 e)銀明水 f)銅馬舎 g)石仏・石像 h)石碑 iii)遺跡 <ul style="list-style-type: none"> a)埋蔵文化財包蔵地 iv)道路 <ul style="list-style-type: none"> a)お鉢めぐり道 <p>(2)吉田口登山道¹</p> <p>1)自然的要素</p>
--	---

¹ 吉田口登山道;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である吉田口登山道(構成要素 1-5)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(分冊1)13ページ図2を参照されたい。

² 富士御室浅間神社(二合目);世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である富士御室浅間神社(構成資産 8)の二合目(本宮)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(分冊1)41ページ図6を参照されたい。

³ 富士御室浅間神社(里宮);世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である富士御室浅間神社(構成資産 8)の里宮に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)55ページ図38及び本包括的保存管理計画(分冊1)42ページ図7を参照されたい。

⁴ 北口本宮富士浅間神社;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である北口本宮富士浅間神社(構成要素 1-6)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)45ページ図28及び本包括的保存管理計画(分冊1)14ページ図3を参照されたい。

⁵ 河口浅間神社;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である河口浅間神社(構成資産 7)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)54ページ図37及び本包括的保存管理計画(分冊1)43ページ図8を参照されたい。

	<p>i) 地形・地質</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 古富士火山 b) 新富士火山 c) 烏帽子岩 <p>ii) 植生</p> <p>2) 歴史的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 登山道 <ul style="list-style-type: none"> a) 現登山道 b) 旧登山道 ii) 信仰拠点 <ul style="list-style-type: none"> a) 中ノ茶屋 b) 大石茶屋 c) 馬返 d) 鈴原大日堂(鈴原社) e) 二合目富士御室浅間神社 f) 金剛杖役場 g) 三合目 h) 四合五勺御座石浅間 i) 五合目 j) 経ヶ岳 k) 砂振 l) 駒ヶ岳 m) 烏帽子岩 n) 大行合 iii) 建築物 <ul style="list-style-type: none"> a) 閉鎖された山小屋 iv) 工作物 <ul style="list-style-type: none"> a) 石碑 <p>3) 社会的因素</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 建築物及び工作物 a) 山小屋・休憩施設 b) 登山道路肩法面 <p>(3) 富士御室浅間神社(二合目)²</p> <p>1) 自然的因素</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 地質・地形 <ul style="list-style-type: none"> a) 古富士火山 b) 湧水 c) 浅い窪地
--	---

	<p>ii) 植物</p> <p>a) 社叢</p> <p>2) 歴史的要素</p> <p>i) 建築物等</p> <p>a) 拝殿</p> <p>b) 行者堂跡</p> <p>c) 定善院跡</p> <p>d) 建物礎石</p> <p>ii) 工作物</p> <p>a) 鳥居沓石</p> <p>b) 富士講関連の石碑</p> <p>c) 水場</p> <p>iii) 道</p> <p>a) 現登山道</p> <p>b) 古道</p>
(4) 富士御室浅間神社(里宮) ³	
1) 自然的要素	
i) 地質・地形	
a) 東剣溶岩流	
ii) 植物	
a) 社叢	
2) 歴史的要素	
i) 建築物等	
a) 本殿・拝殿・雨屋・隨神門・幣殿	
b) 移築された二合目本殿	
c) 社務所	
ii) 工作物	
a) 流鏑馬神事記念碑	
(5) 北口本宮富士浅間神社 ⁴	
1) 自然的要素	
i) 地質・地形	
ii) 植物	
a) 太郎杉・夫婦檜・次郎杉	
b) 参道杉並木	
c) 社叢	
2) 歴史的要素	
i) 建築物等	
a) 本殿・幣殿・拝殿・本殿瑞垣	

	<p>b) 神樂殿・東宮本殿・西宮本殿・隨神門・手水舎・諏訪神社本殿・諏訪神社拝殿</p> <p>c) 恵比寿社・八幡社・神武天皇社・小御嶽遙拝所・祖靈社・日之御子社・池鯉鮒社・倭四柱社・日枝社・日隆社・愛宕社・天津神社・国津神社・天満社・神馬社・三殿社・風神社・子安社・稻荷社・青麻社</p> <p>d) 旧仁王門礎石</p> <p>e) 社務所</p> <p>ii) 工作物等</p> <p>a) 参道</p> <p>b) 大鳥居</p> <p>c) 登山門</p> <p>d) 参道石畳</p> <p>e) 石灯籠</p> <p>f) 石造物</p> <p>g) 諏訪神社鳥居礎石</p> <p>h) 水舎の手水鉢</p> <p>i) 石碑</p> <p>j) 御鞍石</p> <p>k) 大塚山</p> <p>l) 立行石</p> <p>m) 高天原</p> <p>3) 社会的要素</p> <p>i) 建築物及び工作物</p> <p>a) 自動車祓門</p> <p>b) 受付者名簿</p>
	<p>(6) 河口浅間神社(本殿および山宮)⁵⁾</p> <p>1) 自然的要素</p> <p>i) 植物</p> <p>a) 七本スギ</p> <p>b) 社叢</p> <p>2) 歴史的要素</p> <p>i) 建築物</p> <p>a) 本殿・祝詞殿・拝殿・隨神門・御馬神屋</p> <p>b) 出雲社・諏訪神社・山神社・合祀社・山宮社</p> <p>c) 社務所</p> <p>ii) 工作物</p> <p>a) 美麗石</p> <p>b) 大鳥居</p> <p>c) 土俵</p>

	<p>d) 燈籠 e) 狂犬 f) 道祖神</p>
5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)	<p>(1) 第1種保護地区</p> <p>1) 自然的要素</p> <p>i) 地質・地形については自然の状態のまま維持することを基本とする。植生についても現状維持を基本とする。そのため、建築物又は工作物¹の設置や切土・盛土などの土地の形状等を変更し、景観や植生に影響を及ぼすおそれのある地形の変更等については、学術研究その他公益性があるもの以外は厳しく規制する。</p> <p>ii) 土壌・岩石の採取、その他の行為については、学術研究その他公益性があり、かつ、植生や周辺環境に影響がないもの以外は厳しく規制する。</p> <p>iii) 御神木等宗教的な意義が付された自然物については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。植物の採取は、学術研究その他公益性があり、かつ、植生や周辺環境に影響がないもの以外は厳しく規制する。</p> <p>iv) 境内地・社叢内の植物の採取については、景観の保全に関わるもの、安全確保の措置及び学術研究その他公益性のあることを目的とするものであり、かつ他の地区では目的が果たせないもの以外は厳しく規制する。</p> <p>v) 動物については、指定地内においてみだりに捕獲・採取を行わないよう啓発に努める。捕獲・採取用のわな等の設置については、学術研究その他公益性があり、捕獲量や方法が周辺環境への影響がないもの以外は厳しく規制する。</p> <p>vi) 植栽については、景観の保全に関わるもの、安全確保の措置及び学術研究その他公益性のあることを目的とするもの以外は厳しく規制する。</p> <p>vii) 木竹の伐採については、安全確保や景観の保全の措置、学術研究その他公益性のある行為、森林施業に関わるもの以外は規制する。檜皮の採取や建物の補修、鳥居等の構築物の建替の際に使用するための伐採等、危険防止のための樹木の伐採などにおいても景観へ配慮しつつ行うものとする。</p> <p>2) 歴史的要素</p> <p>i) 吉田口登山道については、今後も形状、景観等、現状維持を基本として維持管理を行う。この道における地形・地貌の変更や構築物の設置は、学術研究や登山者の危険防止及び安全確保のためなど公益上必要と認められる以外のものについては厳しく規制する。また、公益上必要なもの等の設置等であっても周辺景観への配慮を求める。掘削を伴う工事は、発掘調査等を実施し地下遺構の保護を図ったものを認める。</p>

¹ **工作物** ; 史跡富士山保存管理計画(山梨県)では、地上・地中に人工を加えて製作したものうち、建築物を除いて、次の①～⑨に示すものとする。①小規模建築物に付随する工作物(塀・フェンス等)、②道路付近工作物(側溝・道路安全施設(道路標識・信号機・外灯・ガードレール・ガードパイプ・転落防止柵・歩車道境界ブロック等))、③指導表示物(救急表示板・緊急表示板・指示表示板・文化財等説明板・文化財等説明碑等)、④屋外広告物(看板・立看板・広告塔・広告旗等)、⑤計測機器(地中温度計・雨量計・実数調査センサー等)、⑥危険防止及び安全管理工作物(侵入防止柵・落石防護柵・落石防護壁等)、⑦砂防・治山工作物(砂防ダム・谷止め工・導流堤・えん堤等)、⑧記念碑・慰靈碑、⑨その他の工作物(テント・足場・ベンチ等の仮設物等)

ii) 旧登山道における地形・地貌の変更や工作物の設置は、学術研究や登山者の危険防止及び安全確保のためなどの公益上必要と認められる以外のものについては厳しく規制する。指定範囲の旧登山道は、現在は登山道として使われていないため路面が下草や腐植土に覆われ、出水による洗掘が休止している。一般登山者は観察のみとし、学術調査等のための立ち入りであっても、下草や腐植土が消失し洗掘が再開しない範囲に限定する。

iii) 現登山道は、将来的に、発掘調査による成果を踏まえて、古絵図に描かれた景観に復すことができるよう保存管理する。多くの登山者が利用する登山道であり、維持修繕が不可欠であるが、地面の掘削は既掘範囲までとして、事前に発掘調査を実施し、遺構・歴史的景観の保護を図ったものを認める。路面や幅員は現状維持を基本として、景観の現状維持に努める。なお、登山道の路肩法面は、指定範囲外であるが、この部分の洗掘が進むと登山道とその周辺の景観を損なうことになるので、この部分についても、十分な維持修繕が必要である。

iv) その形態に着目して宗教的意味を付された地形については、現状維持に努める。

v) 神社境内地については、その歴史的景観を守るために現状維持を基本としつつ、近隣住民や多くの信者が訪れる場所であることに配慮し保存管理を行う。社殿、鳥居等の信仰関連工作物については、古来の伝統に基づく奉納物、あるいは学術研究その他公益性があるもの以外は現状維持を基本として保存管理を行う。ただし、公益性があるもの等であっても神社境内地で掘削は、事前に発掘調査等を実施し、地下遺構の保護を図ったものを認める。なお、重要文化財(北口本宮富士浅間神社本殿・東宮本殿・西宮本殿、富士御室浅間神社本殿)などの歴史的な建造物については、適切な維持管理を行う。

vi) 神社境内地の樹木については、現在の景観を維持するよう保護、保全を図る。

vii) 山小屋・休憩施設については、富士山の文化的価値の重要な構成要素であるため、改築・建替えのため若しくは災害復旧のための新築、環境負荷を低減するためのトイレ等の施設、歴史的景観を保護するための施設の設置及び登山者の安全や利便性を向上させるため等公益目的に係る最低限の増築・改築及び建て替えを認めるが、それ以外については原則として従前の規模・外観を維持することとする。また、公益目的に係るもの等であっても周辺環境、景観について最大限の配慮を行う。

(2) 第2種保護地区

1) 自然的要素

i) 第1種保護地区と同様に行う。

2) 歴史的要素

i) 吉田口登山道については、今後も形状、景観等、現状維持を基本として維持管理を行う。この道における地形・地貌の変更や構築物の設置は、学術研究や登山者の危険防止及び安全確保のためなど公益上必要と認められる以外のものについては厳しく規制する。また、公益上必要なもの等の設置等であっても周辺景観への配慮を求める。掘削を伴う工事は、発掘調査等を実施し、地下遺構の保護を図ったものを認め

	<p>る。</p> <p>ii) 神社境内地については、その歴史的景観を守るために現状維持を基本としつつ、近隣住民や多くの信者が訪れる場所であることに配慮し保存管理を行う。また、境内地には地下遺構が残っている可能性が高いことから、地面の掘削は事前に発掘調査等を実施し、地下遺構の保護を図ったものを認める。</p> <p>iii) 神社境内地の樹木については、現在の景観を維持するよう保護、保全を図る。</p> <p>iv) 宗教的意味を付された地形については、現状維持に努める。</p> <p>v) 山小屋・休憩施設の改修については景観への配慮を求める。山小屋、休憩施設の新築については登山道の景観を保護するため慎重に対処する。</p> <p>3) 社会的因素</p> <p>i) 吉田口登山道の利用者の安全を確保するための防護柵等については、景観や周辺環境に最大限配慮し適切に整備する。</p> <p>ii) 案内板等の工作物については、現状の規模の維持に努める。また、景観を阻害しているものについては、除却するか更新時に改良を行い、景観との調和に十分配慮する。</p> <p>iii) 安全確保等に関わる地形の形質変更、危険防止及び安全管理のための工作物の設置に当たっては、景観との調和に十分配慮する。</p>
6. 現状変更等の取扱に関する基準	<p>各地区における木竹の伐採、構築物等の設置についての取扱基準は表7のとおり。また、吉田口登山道のうち、中ノ茶屋～馬返間における構築物等設置基準については表8のとおり。</p> <p>各地区における植物の採取、土壤・岩石の採取、その他についての取扱基準は表9のとおり。</p>
7. 整備・活用の方針	<p>(1) 山梨県、関係市町村をはじめ、文化庁・環境省・林野庁とも連携しながら、保存管理の目的の達成のために継続した取り組みを行う。なお、その際には、多くの登山者や観光客が訪れる日本を代表する山岳として、登山道の整備や自然を守るための進入防止柵等の設置を計画的に進める。</p> <p>(2) 吉田口登山道の六合目付近から下の区間及び船津口登山道は、現在利用者が少ないとことから、利用を促進する方策について検討するとともに、江戸時代の登山道等の調査の検討も行いその歴史的価値の啓発に努める。</p> <p>(3) 富士山の文化財としての価値の保存及び周辺地域を含めた環境保全にも資するため、登山客や観光客を含め広く広報・普及を行う。広報・普及の方法としては、富士山の貴重な自然や登山道、宗教的地形の由来とその付近にある祠との関係、寺社等についての案内板の設置、山小屋に残る歴史的因素を紹介するパンフレットやホームページの作成が考えられる。また、富士山と文化・芸術との関わりを紹介する取り組みを、博物館・美術館と連携して実施するとともに、富士山に関する各種講座の開催や富士山に関する学術的研究の推進なども必要となる。</p>

表6 史跡富士山(山梨県)における地区区分

	第1種保護地区	第2種保護地区
山頂信仰遺跡	八合目以上全域	—
吉田口登山道	旧登山道:馬返富士山禊所～鈴原社、鈴原上 現登山道:旧路面が良好に遺存している区間 信仰拠点:歴史的な山小屋、鈴原社等の宗教 施設	中ノ茶屋～八合目の登山道(第1種地 区区分を除く)
富士御室浅間神社 (二合目)	境内地	—
富士御室浅間神社 (里宮)	境内地	—
北口本宮富士浅間 神社	境内地	県道、市道、用水路
河口浅間神社(本 殿および山宮)	境内地	本殿参道、山宮下の林道
河口浅間神社(御 坂峠)	御坂峠	—

表7 史跡富士山(山梨県)における現状変更の許可基準(木竹の伐採及び植栽、構築物等の設置)

区域	木竹の伐採	構築物等の設置
第1種保護地区	<p>認めない。</p> <p>ただし、次の場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 学術研究その他公益上必要と認められるもの。</p> <p>(2) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの。</p> <p>(3) 病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの。</p> <p>(4) 富士山の歴史的・文化的な景観を維持または復元するために最小限必要なもの。</p> <p>ただし、吉田口登山道の中ノ茶屋から鈴原社までの区間、河口浅間神社(境内地・山宮)、富士御室浅間神社(里宮)における植栽については、植生、景観及び周辺環境に重大な影響がないものは認める。なお、掘削は、事前に発掘調査等を実施し、遺構・歴史的景観の保護を図ったもののみを認めることとする。</p>	<p>認めない。</p> <p>ただし、次の場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 既存のものの改築・建替えのため若しくは災害復旧のための新築。</p> <p>1) 山小屋は、2005年に調査した「山小屋の現況調査」で確定した従前の規模を越えず、外観についても従前のものとする。</p> <p>i) 規模とは、建築面積及び高さをいう。</p> <p>ii) 外観とは、形状、色彩をいう。</p> <p>(2) 学術研究その他公益上必要と認められるもので、当該地区以外ではその目的を達成することができないと認められるものの新築・改築・増築など。</p> <p>(3) 地区住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの。</p> <p>1) 新築、増築等における外観は次のとおりとする。</p> <p>i) 屋根の形状は原則として切妻又はこれに類するものとし、色彩は原則として焦茶色とする。</p> <p>ii) 壁の色は原則として茶系色とする。</p> <p>2) 第1種保護地区的うち、吉田口登山道の中ノ茶屋から馬返までの区間</p> <p>i) 吉田口登山道の中ノ茶屋から馬返までの区間の休憩施設を再開するために建物の再建を行う場合は、登山者の便宜や過去の来歴等を総合的に判断し、後退距離等について考慮する。なお、掘削は、事前に発掘調査等を実施し、遺構・歴史的景観の保護を図ったもののみを認める。</p> <p>3) 第2種保護地区</p> <p>i) 既存の道路・水路等の施設については、住民生活の安全や便宜を図るために必要</p>

第2種保護地区	<p>木竹の伐採は認めない。</p> <p>ただし、次の場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学術研究その他公益上必要と認められるもの。 (2) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの。 (3) 病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの。 (4) 富士山の歴史的・文化的な景観を維持または復元するために最小限必要なもの。
---------	---

表8 史跡富士山(山梨県)のうち吉田口登山道(中ノ茶屋～馬返間)の構築物等の設置基準

区域	設置基準
吉田口登山道 (中ノ茶屋～馬返間)	<p>構築物等の高さ: 10m以下</p> <p>構築物等の壁面後退距離: 吉田口登山道路肩から10m以上</p> <p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る)、地域住民の生活又は生業に必要なものの新築又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築については、この限りでない。</p> <p>なお、この場合の「規模」においては、防災・衛生上必要な施設については、別途考慮する。</p>
表8 史跡富士山(山梨県)のうち吉田口登山道(中ノ茶屋～馬返間)の構築物等の設置基準	

表9 史跡富士山(山梨県)におけるその他の現状変更の許可基準

行為の種類	その他
1 植物の採取	景観の保全に関わるもの、安全確保の措置及び調査研究目的その他公益性があるもので、植生、周辺環境に影響がないもの。
2 土壌・岩石の採取	
3 その他	<p>ただし、吉田口登山道の中ノ茶屋から鈴原社までの区間、河口浅間神社(境内地)、富士御室浅間神社(里宮)における植物の採取、動物の捕獲・採取、土壌・岩石の採取、その他の行為については、植生、景観及び周辺環境に重大な影響がなく、かつ申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないものは認める。</p> <p>なお、掘削を伴う植栽を行う場合には、事前に発掘調査の実施等を求めるとしている。</p>



図5-1 史跡富士山(山梨県) 山頂信仰遺跡及び吉田口登山道 地区区分図

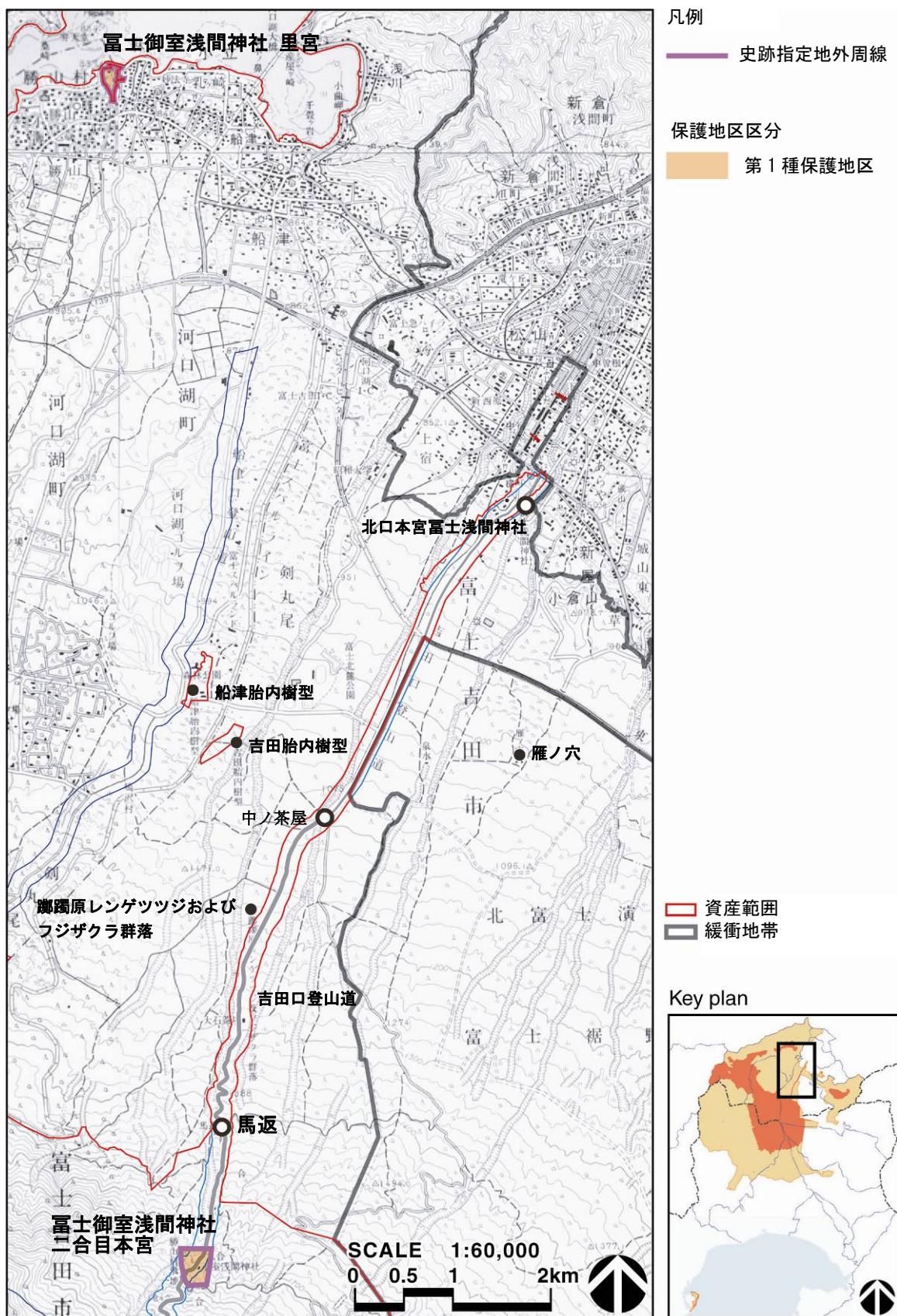
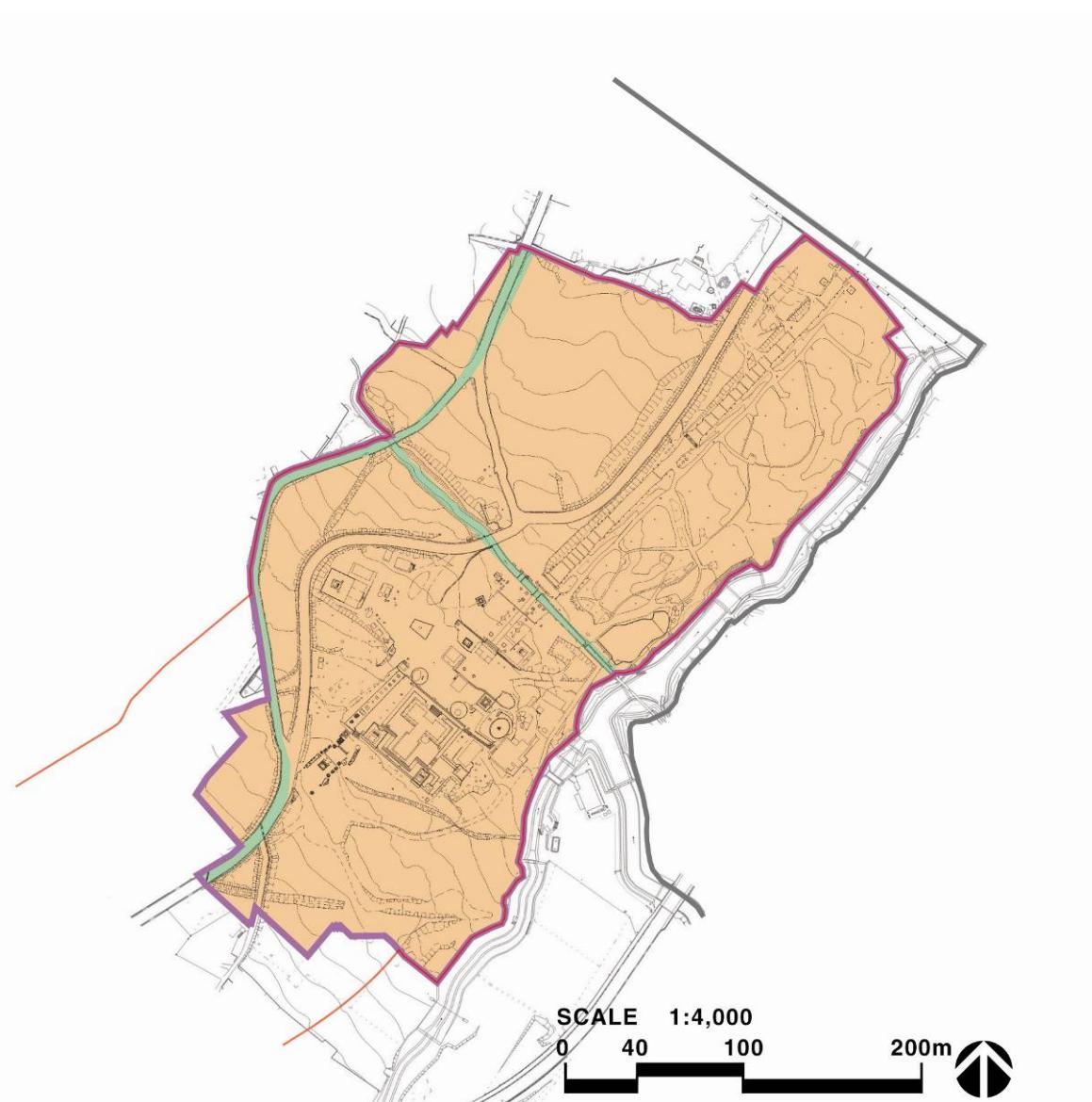


図5-2 史跡富士山(山梨県) 富士御室浅間神社 地区区分図



凡例

史跡指定地外周線

資産範囲

緩衝地帯

保護地区区分

第1種保護地区

第2種保護地区

Key plan

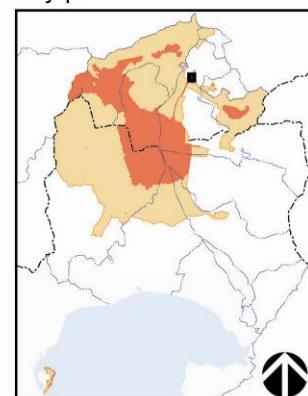
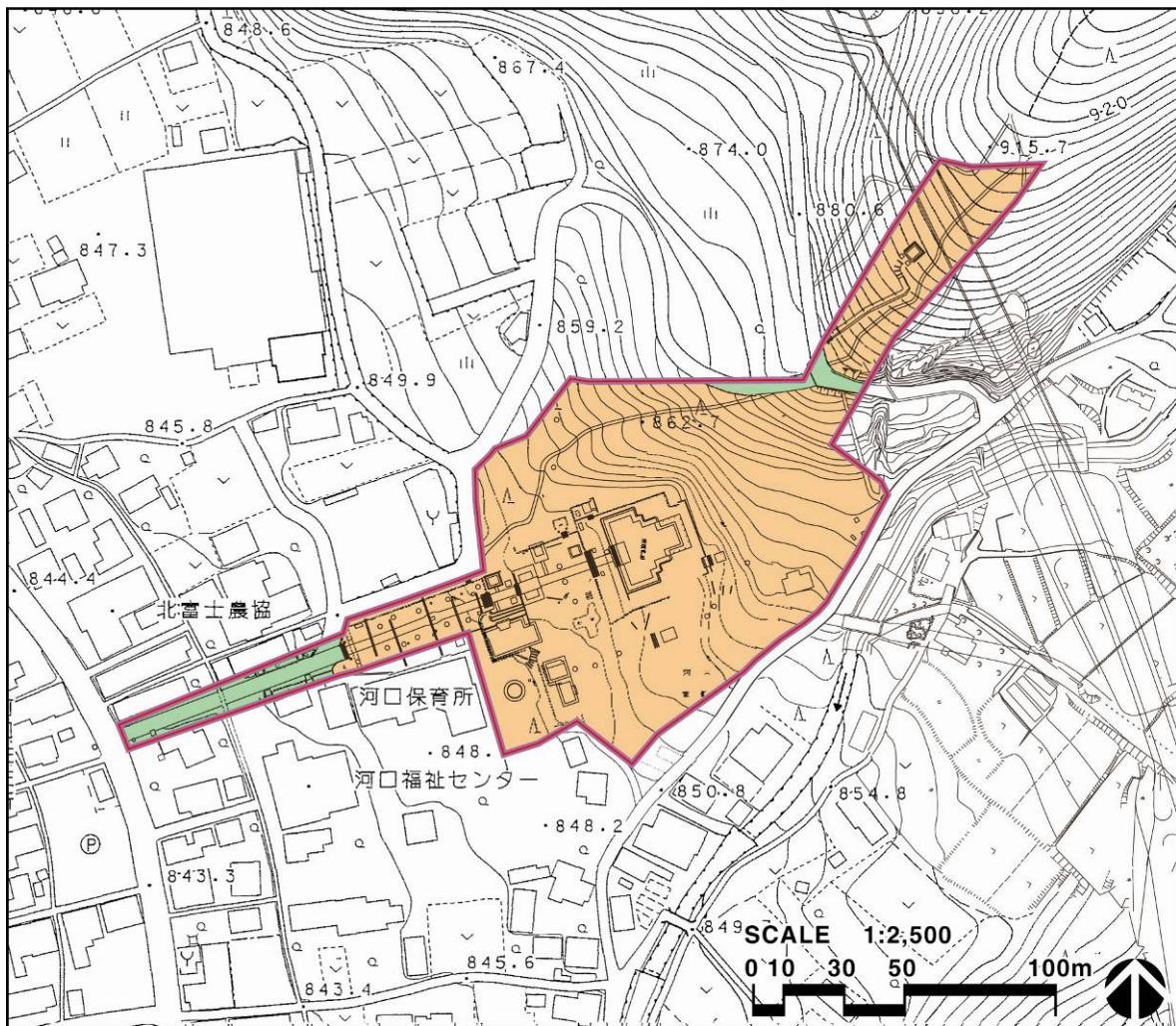


図5-3 史跡富士山(山梨県) 北口本宮富士浅間神社 地区区分図



凡例

— 史跡指定地外周線

■ 資産範囲

保護地区区分

■ 第1種保護地区

■ 第2種保護地区

Key plan

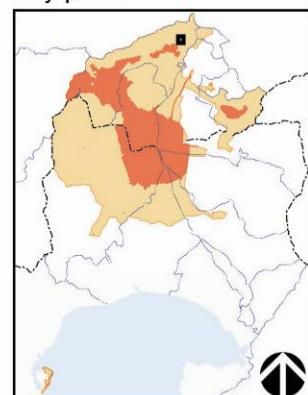
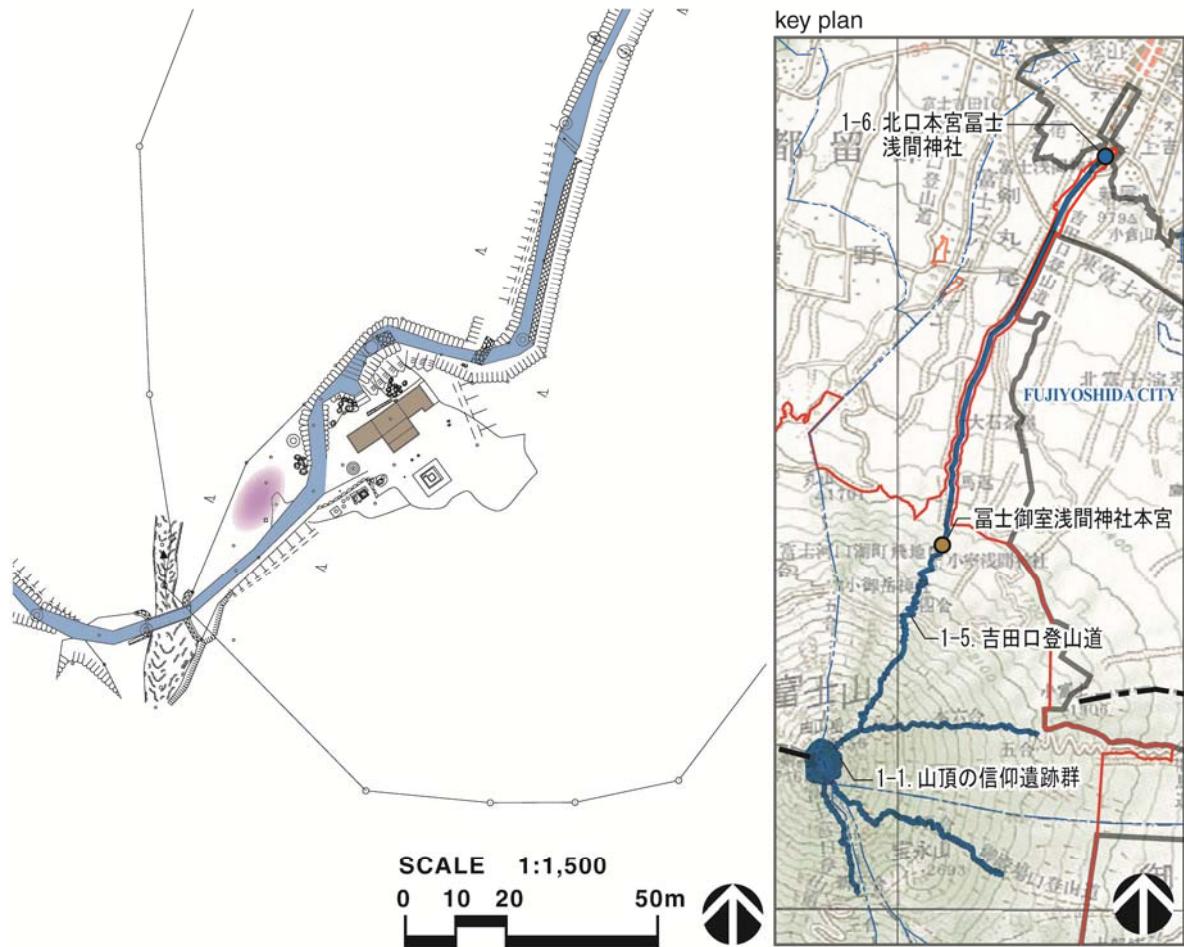


図5-4 史跡富士山(山梨県) 河口浅間神社 地区区分図



凡例

構成要素の要素

- 登山道
- 主な信仰関連施設
- 信仰関連施設跡

図6 富士御室浅間神社本宮 平面図

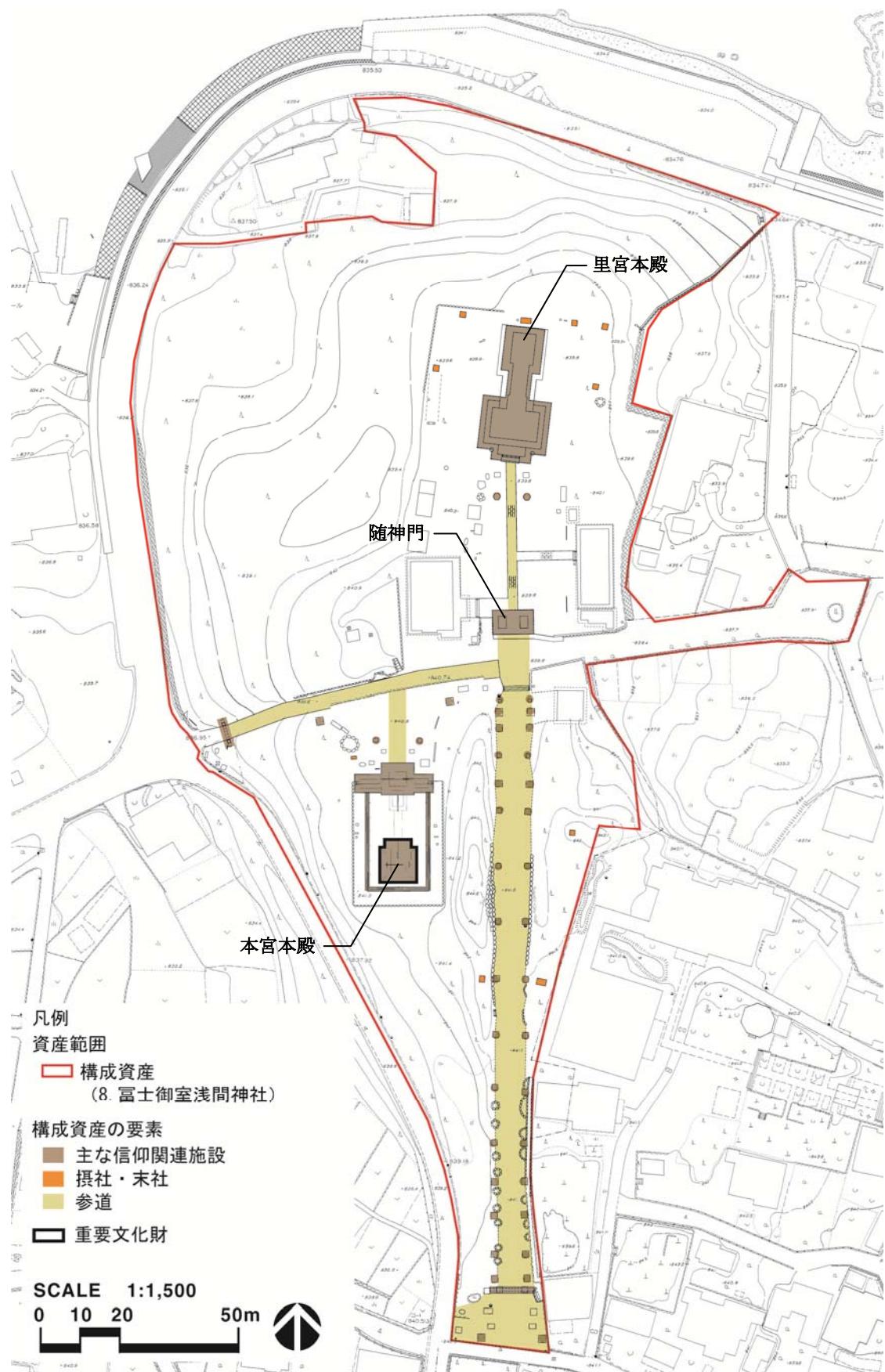


図7 富士御室浅間神社里宮 平面図

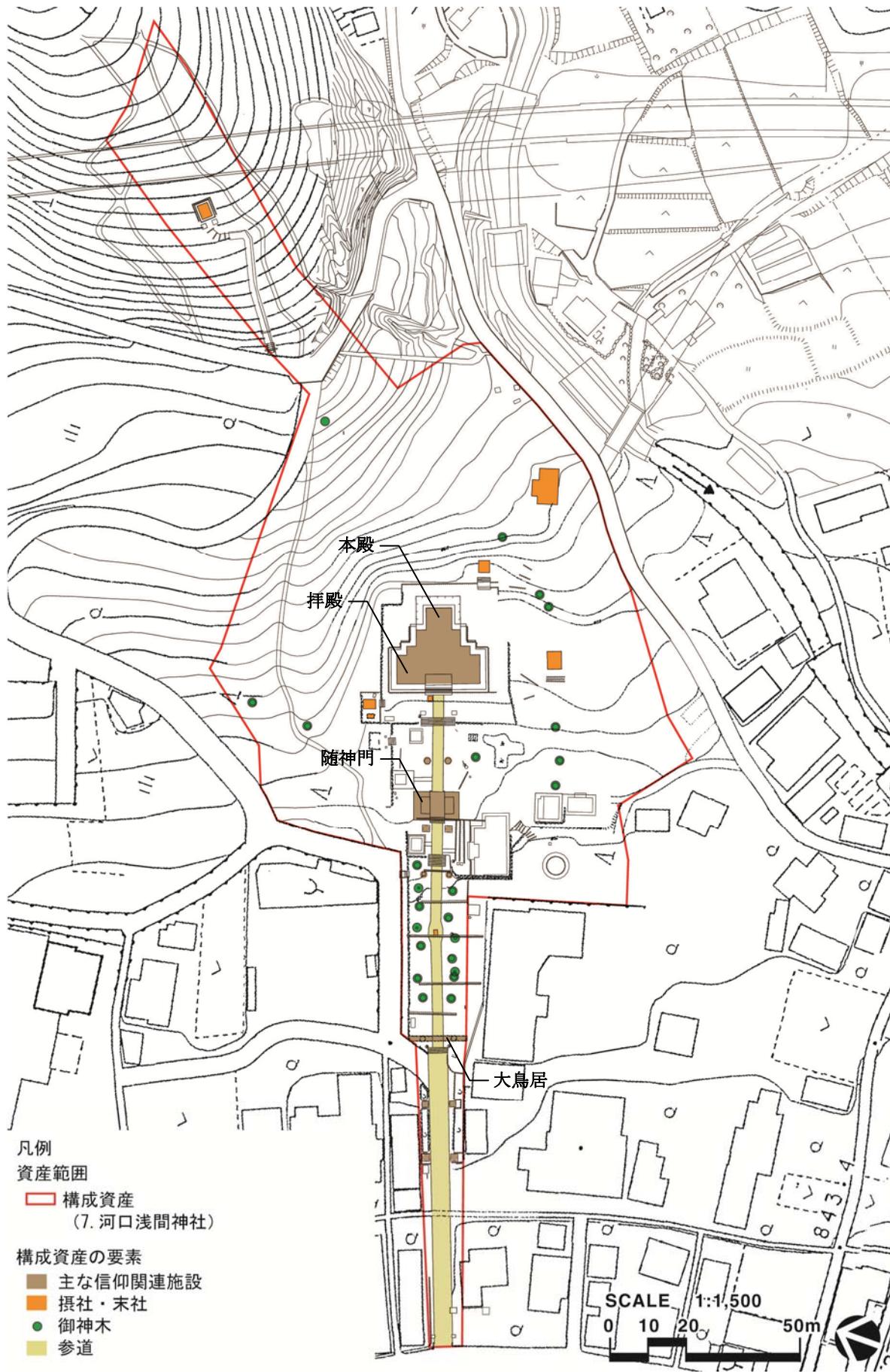


図8 河口浅間神社里宮 平面図

4. 史跡富士山保存管理計画(静岡県) 概要

構成資産又は構成要素名	富士山域の一部(山頂の信仰遺跡群、大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)、須山口登山道(現在の御殿場口登山道)、須走口登山道、富士山本宮浅間大社、山宮浅間神社、村山浅間神社、須山浅間神社、富士浅間神社(須走浅間神社)、人穴富士講遺跡)		
文化財の名称	富士山	文化財の種類	史跡
1. 「富士山」の顕著な普遍的価値における意義	史跡富士山は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」が持つ顕著な普遍的価値の『信仰の対象』の側面において不可欠な要素である、八合目以上に当たる山頂信仰遺跡、登山道、巡礼地となった風穴、山麓に点在する一群の浅間神社の境内など、時代・宗派を越えて継承されてきた富士山信仰の有形・無形の証拠のすべてを含んでいる。		
2. 法的保護の状況及び保存管理の現状等	<p>2011年 文化財保護法の下に、大宮・村山口登山道、須山口登山道、須走口登山道を除く八合目以上の山域、富士山本宮浅間大社、山宮浅間神社、村山浅間神社、須山浅間神社、富士浅間神社(須走浅間神社)が史跡として指定された。</p> <p>2012年 文化財保護法の下に、大宮・村山口登山道、須山口登山道、須走口登山道の全域並びに富士山本宮浅間大社の境内の一部、人穴富士講遺跡、村山浅間神社の境内の一部が史跡として追加指定された。</p>		
3. 保存管理の基本指針	<p>(1) 指定地が、市街地と接する地域から山麓の森林、山頂に至るまで広範囲に散在していることから、個々の指定地の立地・性質に基づき地区¹ごと保存管理の方法及び現状変更等の取扱基準を定める。</p> <p>(2) 史跡富士山と特別名勝富士山は相互に密接な関係を持っており、両者の指定地の適切な保存管理を行うため、周辺地域についても、視野に入れた総体としての適切な保全の在り方を示す。</p> <p>(3) 史跡の指定区域には、数多くの山小屋と林業施業地などが存在し、地域住民等が生業・生活を営んでいるので、住民の意向を尊重しつつ、史跡の保存への理解・協力を得て保存管理を行う。</p> <p>(4) 富士山は、我が国で最も愛されている名山であり、夏の短い季節に多くの登山客等が来訪することから、来訪する登山客等に対する安全対策に最大限の配慮を行うこととする。</p> <p>(5) 富士山を文化遺産として、その多様な価値を享受できるよう、適切な整備活用の考え方について示す。</p> <p>(6) 史跡の保存管理を推進するために必要となる組織、体制の在り方及びその運営の方法等について示す。</p>		

¹ 地区;第1種保護地区、第2種保護地区の2地区に区分。地区区分は本包括的保存管理計画(分冊1)60ページ表10及び本包括的保存管理計画(分冊1)61ページ～66ページ図9-1～図9-7を参照されたい。

<p>4. 本質的価値を構成する要素¹</p>	<p>(1) 山頂信仰遺跡</p> <p>1) 自然的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 地質・地形 a) 噴火口 <p>2) 歴史的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 信仰の対象となった地形 a) 八葉 b) 大内院 c) 小内院 d) 東安河原 e) 西安河原 f) 虎岩(獅子岩) g) 割石 h) 雷岩 i) このしづが池 <p>ii) 建築物及び工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 浅間大社奥宮 b) 浅間大社東北奥宮(久須志神社) c) 鳥居 d) 金明水 e) 銀明水 f) 銅馬舎 g) 石仏・石像 h) 石碑 <p>iii) 遺跡</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 埋蔵文化財包蔵地 iv) 道路 a) お鉢めぐり道 <p>(2) 大宮・村山口登拝道(現富士宮口登山道)²</p> <p>1) 歴史的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 遺跡 a) 埋蔵文化財包蔵地 <p>ii) 道路</p>
------------------------------------	---

¹ 本質的価値を構成する要素; 史跡富士山(静岡県)の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産又は構成要素に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)68ページ表5を参照されたい。)をゴシック体で表示することとする。

² 大宮・村山口登拝道(現富士宮口登山道); 世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)(構成要素 1-2)のことを指す。また、大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)(構成要素 1-2)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(分冊1)67ページ図10を参照されたい。

	<p>a) 登山道(県道180号線富士宮富士公園線)</p> <p>(3) 須山口登拝道¹</p> <p>1) 歴史的要素</p> <p>i) 遺跡</p> <p>a) 埋蔵文化財包蔵地</p> <p>ii) 道路</p> <p>a) 登山道</p> <p>(4) 須走口登拝道²</p> <p>1) 歴史的要素</p> <p>i) 道路</p> <p>a) 登山道</p> <p>ii) 建築物及び工作物</p> <p>a) 古御嶽神社</p> <p>b) 迎久須志之神社</p> <p>iii) 遺跡</p> <p>a) 埋蔵文化財包蔵地</p> <p>(5) 富士山本宮浅間大社³</p> <p>1) 自然的因素</p> <p>i) 地質・地形</p> <p>a) 溶岩流</p> <p>b) 湧水(湧玉池)</p>
--	---

¹ 須山口登拝道;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である須山口登山道(現在の御殿場口登山道)(構成要素1-3)のことを指す。また、須山口登山道(現在の御殿場口登山道)(構成要素1-3)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(分冊1)67ページ図11を参照されたい。

² 須走口登拝道;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である須走口登山道(構成要素1-4)のことを指す。また、須走口登山道(構成要素1-4)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(分冊1)68ページ図12を参照されたい。

³ 富士山本宮浅間大社;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である富士山本宮浅間大社(構成資産2)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)49ページ図32及び本包括的保存管理計画(分冊1)69ページ図13を参照されたい。

⁴ 山宮浅間神社;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である山宮浅間神社(構成資産3)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)50ページ図33及び本包括的保存管理計画(分冊1)70ページ図14を参照されたい。

⁵ 村山浅間神社;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である村山浅間神社(構成資産4)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)51ページ図34及び本包括的保存管理計画(分冊1)71ページ図15を参照されたい。

⁶ 人穴富士講遺跡;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である人穴富士講遺跡(構成資産23)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)64ページ図45及び本包括的保存管理計画(分冊1)72ページ図16を参照されたい。

⁷ 須山浅間神社;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である須山浅間神社(構成資産5)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)52ページ図35及び本包括的保存管理計画(分冊1)72ページ図17を参照されたい。

⁸ 富士浅間神社;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である富士浅間神社(須走浅間神社)(構成資産6)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)53ページ図36及び本包括的保存管理計画(分冊1)73ページ図18を参照されたい。

	<p>2) 歴史的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 建築物及び工作物 <ul style="list-style-type: none"> a) 社殿(本殿・拝殿・幣殿・楼門・透塀) b) 手水舎 c) 回廊 d) 灯籠 e) 随身像 f) 錐立石 ii) 遺跡 <ul style="list-style-type: none"> a) 埋蔵文化財包蔵地
(6) 山宮浅間神社 ⁴	<p>1) 自然的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 地質・地形 <ul style="list-style-type: none"> a) 溶岩流 <p>2) 歴史的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 建築物及び工作物 <ul style="list-style-type: none"> a) 錐立石 b) 石段(参道) c) 遥拝所(石列・石壇) ii) 遺跡 <ul style="list-style-type: none"> a) 埋蔵文化財包蔵地
(7) 村山浅間神社 ⁵	<p>1) 自然的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 地質・地形 <ul style="list-style-type: none"> a) 湧水 b) 大沢川(村山沢) ii) 植生 <ul style="list-style-type: none"> a) 指定天然記念物 <p>2) 歴史的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 建築物及び工作物 <ul style="list-style-type: none"> a) 浅間神社社殿 b) 大日堂 c) 水垢離場 d) 護摩壇 e) 手水舎(手水錐) f) 石段(参道) g) 石垣 h) 石造物(登拝記念碑・宝篋印塔・觀音菩薩立像・地蔵菩薩立像・石灯籠)

	<p>i) 碑伝木</p> <p>ii) 遺跡</p> <p>a) 埋蔵文化財包蔵地</p> <p>(8) 人穴富士講遺跡⁶</p> <p>1) 自然的要素</p> <p>i) 地形・地質</p> <p>a) 溶岩流</p> <p>b) 溶岩洞穴(人穴)</p> <p>2) 歴史的要素</p> <p>i) 建築物及び工作物</p> <p>a) 碑塔群</p> <p>b) 玉垣</p> <p>ii) 遺跡</p> <p>a) 埋蔵文化財包蔵地</p> <p>(9) 須山浅間神社⁷</p> <p>1) 自然的要素</p> <p>i) 植生</p> <p>a) 社叢</p> <p>2) 歴史的要素</p> <p>i) 建築物及び工作物</p> <p>a) 社殿</p> <p>b) 神輿殿</p> <p>c) 燈籠</p> <p>d) 手水舎</p> <p>e) 参道</p> <p>f) 鳥居</p> <p>g) 石碑</p> <p>ii) 境内社</p> <p>a) 古宮神社</p> <p>iii) 遺跡</p> <p>a) 埋蔵文化財包蔵地</p> <p>(10) 富士浅間神社⁸</p> <p>1) 自然的要素</p> <p>i) 植生</p> <p>a) 社叢(浅間の杜)</p> <p>b) 指定天然記念物の樹木</p> <p>2) 歴史的要素</p> <p>i) 建築物及び工作物</p>
--	---

	<p>a) 社殿</p> <p>b) 樓門</p> <p>c) 参道大鳥居</p> <p>d) 裏参堂鳥居</p> <p>e) 富士塚狛犬</p> <p>f) 富士講信者の石碑群</p> <p>ii) 遺跡</p> <p>a) 埋蔵文化財包蔵地</p>
5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)	<p>(1) 第1種保護地区</p> <p>1) 山頂</p> <p>i) 自然的要素</p> <p>a) 土地の形状、土壌の性質等を変える行為及び、植生に影響を与える行為については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。</p> <p>b) 宗教的意義が付された地形については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。</p> <p>c) 土壌・岩石の採取については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。</p> <p>d) 植物の採取、木竹の伐採、植栽については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。</p> <p>e) 動物の捕獲等の行為については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。</p> <p>ii) 歴史的要素</p> <p>a) 富士山信仰に関わる建築物や鳥居・石碑等の工作物¹等については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。</p> <p>b) お鉢めぐりを行う外浜道・内浜道等の道については現状維持に努め、地形の変更や工作物の設置は、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。</p> <p>c) 上記の措置に伴い、地面掘削を行う場合には、必要に応じて発掘調査を実施し、遺構・遺物の適切な保護に努める。</p> <p>iii) 社会的要素</p> <p>a) 山小屋は、建築物及びその付帯設備等について現状の規模の維持に努めるとともに、景観を現に阻害しているものについては、除去するか更新時に改良する。</p>

¹ **工作物**；史跡富士山保存管理計画(静岡県)では、地上・地中に人工を加えて製作したもののうち、建築物を除いて、次の①～⑩に示すものとする。①信仰に関わる工作物(石碑、玉垣等)、②小規模建築物に付随する工作物(塀・フェンス等)、③道路付近工作物(側溝・道路標識等道路安全施設)、④指導標・案内板(救急表示板、緊急表示板、文化財説明板等)、⑤屋外広告物(看板・立看板・廣告塔等)、⑥計測機器(雨量計・実数調査センサー等)、⑦危険防止及び安全管理工作物(侵入防護柵・落石防護柵・落石防護壁等)、⑧砂防・治山工作物(砂防ダム・谷止め工・導流堤・えん堤等)、⑨記念碑・慰靈碑、⑩その他の工作物(ベンチ等の便益施設、テント、足場等の仮設物等)

	<p>b) 安全確保等に関わる地形の変更、建築物及び工作物の設置に当たっては、景観との調和に十分配慮する。</p> <p>2) 登山道</p> <p>i) 自然的要素</p> <p>a) 土地の形状、土壤の性質等を変える行為及び、植生に影響を与える行為については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。</p> <p>b) 土壌・岩石の採取については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。</p> <p>c) 植物の採取、木竹の伐採、植栽については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。</p> <p>d) 動物の捕獲等の行為については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。</p> <p>ii) 歴史的要素</p> <p>a) 登山道・下山道については、現状維持に努め、き損した場合には、適切に復旧・整備する。</p> <p>b) 信仰関連施設である建築物や鳥居・石碑等の工作物、遺構等については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。</p> <p>c) 上記の措置に伴い、地面掘削を行う場合には、発掘調査を実施し、遺構・遺物の適切な保護に努める。</p> <p>iii) 社会的因素</p> <p>a) 山小屋は、建築物及びその付帯設備等について現状の規模の維持に努めるとともに、景観を現に阻害しているものについては、除去するか更新時に改良する。</p> <p>3) 神社</p> <p>i) 自然的要素</p> <p>a) 土地の形状、土壤の性質を変える行為、及び植生に影響を与える行為等については、安全確保の措置及び学術研究を目的とするものその他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。</p> <p>b) 宗教的な意義が付与された地形や湧水、御神木等の自然物については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。</p> <p>c) 土壌・岩石の採取については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。</p> <p>d) 境内地・社叢内の木竹の伐採、植物の採取、植栽については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制し、現在の景観を維持するよう保護・保全を図ることとする。</p> <p>e) 動物の捕獲等の行為については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。</p> <p>ii) 歴史的要素</p>
--	---

a) 社殿等の建築物や鳥居・石碑等の工作物、参道、遺構等については、その歴史的景観を守るために現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。特に重要文化財に指定された建築物については、建築様式・伝統的工法により適切に整備を行う。

b) 地面掘削を伴う場合には、必要な範囲内に応じて発掘調査等を実施し、地下の遺構・遺物の適切な保存・整理を行う。

iii) 社会的因素

a) 建築物及び工作物については、現状維持に努め、史跡としての景観との調和を図りつつ、適切に維持管理する。

(2) 第2種保護地区

1) 登山道

i) 自然的因素

a) 土地の形状、土壤の性質等を変える行為及び、植生に影響を与える行為については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。

b) 土壤・岩石の採取については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。

c) 植物の採取、木竹の伐採、植栽については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。

d) 動物の捕獲等の行為については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。

ii) 歴史的因素

a) 登山道・下山道については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。

b) 信仰関連施設である建築物や鳥居・石碑等の工作物等については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。

c) 上記の措置に伴い、地面掘削を行う場合には、発掘調査を実施し、遺構・遺物の適切な保護に努める。

iii) 社会的因素

a) 山小屋は、建築物及びその付帯設備等について現状の規模の維持に努めるとともに、景観を現に阻害しているものについては、除去するか更新時に改良する。

2) 神社

i) 自然的因素

a) 土地の形状、土壤の性質を変える行為、及び植生に影響を与える行為等については、安全確保の措置及び学術研究を目的とするものその他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。

b) 土壤・岩石の採取については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。

	<p>c) 境内地・社叢内の樹木は、御神木以外についても境内の厳粛な雰囲気を醸し出すものであるため、現在の景観を維持するよう保護・保全を図るものとする。</p> <p>d) 木竹の伐採・植栽については、安全確保の措置、学術研究、森林施業に関わるものその他公益上必要と認められるもの以外は規制する。また、檜皮の採取や建物の補修、鳥居等の工作物の建替えの際に使用するための伐採等は、景観に配慮して行うものとする。</p> <p>e) 動物の捕獲等の行為については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。</p> <p>ii) 歴史的要素</p> <p>a) 鳥居・石碑等の工作物については、現状維持を基本とし、来訪者・利用者の便宜に配慮しつつ、景観を保護するため慎重に対処する。</p> <p>b) 地面掘削を伴う場合には、必要な範囲内に応じて発掘調査等を実施し、地下の構造・遺物の適切な保存・整理を行う。</p> <p>iii) 社会的因素</p> <p>a) 建築物及び工作物については、規模・形態・色彩・材質等において、史跡としての景観との調和を図りつつ、適切に維持管理する。</p>
6. 現状変更等の取扱に関する基準	<p>(1) 第1種保護地区</p> <p>1) 山頂区域及び登山道区域</p> <p>i) 建築物の新築・増築・改築及び除却</p> <p>a) 建築物の新築・増築・改築は、原則として許可しない。ただし、次の場合はこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 既存の建築物の改築又は災害により滅失した建築物の復旧。 ➢ 学術研究、防災、その他公益上必要と認められるもので、当該地区以外ではその目的を達成することができないと認められるものの新・増・改築。 ➢ 安全確保上必要最小限の増・改築。 <p>b) 外観意匠は、原則として次のとおりとし、細部については個々の事案ごとに検討する。</p> <p>➢ 屋根</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 勾配屋根とし、材料に自然素材を用いるか、又は、色彩を焦げ茶色とする。 <p>➢ 壁面</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 材料に自然素材を用いるか、又は色彩を焦げ茶色もしくは灰黒色とする。 <p>c) 本質的価値を構成する既存の建築物の、老朽化等による改築・建替、又は災害によりき損・滅失した場合の復旧・復元については、現状を維持することを基本に、学術的な調査・研究等の成果を踏まえて適切に行うこととする。</p> <p>d) 山小屋・休憩施設、トイレ等公益上不可欠な建築物の老朽化等による改築・建替、又は災害によりき損・滅失した場合の復旧・復元については、従前の規模・外観を維持することとする。ただし、既存の能力や利用者の推移等を踏まえた、登山者の利便</p>

性向上のための、最低限の変更等については認める。

ii) 工作物の設置・改修・除却

a) 工作物の設置・改修・除却については、当該地区以外では目的を達成できないと認められるものとし、周囲の景観に配慮することとする。

b) 景観を阻害する既存の工作物は、除却するか更新時に形状・色彩・規模において改良し、周囲の景観の保全に努める。また、地下埋設等掘削を伴う場合には、発掘調査等を行い遺構・遺物の保護を図ることとする。なお、工作物については、7種類に分類し、その取扱を以下のとおりとする。

➤ 本質的価値を構成する工作物

◆ 老朽化に伴う改修や安全確保を図る目的で強度等を向上させる場合には、規模・形態・色彩・材質等に関し現状を維持する。また、かつて存在しながら滅失し現存しないものの復元整備または改変されてしまったものの原状回復を行う場合は、調査・研究の成果に基づき適切に行うこととする。

➤ 宗教活動上必要な工作物

◆ 宗教活動に必要不可欠な工作物の設置は、最小限のものとし、規模・形態・色彩・材質等を考慮し、景観に配慮したものとする。

◆ 老朽化に伴う改修や安全確保を図る目的で強度等を向上させる場合には、周囲の景観に調和したものとするよう努める。

◆ 頸彰碑等については現状の維持とし、新規の設置を許可しない。

➤ 文化財の活用に資する工作物

◆ 説明板・地図等の案内板等については、規模・形態・色彩・材質等に関し、周囲の景観に調和するものとする。

➤ 登山道の整備に必要な工作物

◆ 安全確保を目的とする工作物については、周囲の景観になじむ形態・色彩とする。

◆ 危険防止及び安全管理のための工作物については、安全確保の機能を前提として、周囲の景観になじむ形態・色彩とする。

◆ 指導標については、富士山標識関係者連絡協議会が策定する「富士山における標識類総合ガイドライン」に沿ったものとする。

➤ 学術研究を目的として設置する工作物

◆ 計測機器類等については、規模・形態・色彩・材質等において、景観との調和を図るものとする。

➤ 公共の用に資する工作物

◆ 防災施設、電気・通信施設等については、必要と認められる最小限のものとし、景観との調和を図るものとする。

➤ その他の工作物

◆ 期限を限って設置する仮設の工作物については、周囲の景観になじむ形態・色彩とする。

	<p>iii) 土地の形質の変更、土壤・岩石の採取</p> <p>a) 土地の形状・土壤の性質を変更する行為、土壤・岩石の採取は原則として許可しない。ただし、安全確保及び学術研究を目的とするもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りでない。</p> <p>b) 地面の掘削を伴う復旧・更新・整備等に当たっては、必要に応じて発掘調査等を実施し、その成果を十分踏まえて遺構・遺物の保存・整備を行う。</p> <p>iv) 植物の採取、木竹の伐採・植栽</p> <p>a) 植物の採取は、原則として許可しない。ただし、安全確保の措置その他公益上必要不可欠と認められるものについては、この限りでない。</p> <p>b) 木竹の伐採・植栽については、原則として許可しない。ただし、次の場合はこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 病害虫木の伐採及び危険木の伐採等の森林管理及び安全管理に関わるもの。 ➢ 国有林野施業実施計画に基づくもの。 ➢ 崩壊地に対する植栽(ただし、原則として周辺の在来植生と調和した植物とする)。 <p>v) 登山道・道路等の新設・拡張・維持</p> <p>a) 現状の維持に努め、新設は原則として許可しない。復旧・整備を行う場合には、景観との調和に努める。ただし、安全確保の措置及び国有林野施業実施計画に基づくもの、その他公益上必要不可欠と認められるものについては、この限りでない。</p> <p>vi) 動物の捕獲</p> <p>a) 動物の捕獲は、原則として許可しない。ただし、安全確保及び学術研究を目的とするもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りでない。</p>
2) 神社区域	<p>i) 建築物の新築・増築・改築・除却</p> <p>a) 建築物の新築・増築・改築は、原則として許可しない。ただし、次の場合はこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 既存の建築物の改築又は災害により滅失した建築物の復旧。 ➢ 学術研究、防災、その他公益上必要と認められるもので、当該地区以外ではその目的を達成することができないと認められるもの的新・増・改築。 ➢ 安全確保上必要最小限の増・改築。 <p>b) 前述の場合における外観意匠は、原則として次のとおりとし、細部については個々の事案ごとに検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 屋根 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 勾配屋根とし、材料に自然素材を用いるか、色彩が周囲の景観になじむものとする。 ➢ 壁面 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 材料に自然素材を用いるか、色彩が周囲の景観になじむものとする。 <p>c) また、次の場合は、その性格に応じて個々の事案ごとに判断するものとする。</p>

- かつて本質的価値を構成する要素として存在しながら滅失し現存しないものの復元整備、または改変されてしまったものの原状回復。
 - 宗教活動上必要不可欠なものの、最小限の新築・増築。
- d) 本質的価値を構成する既存の建築物の、老朽化等による改築・建替、又は災害によりき損・滅失した場合の復旧・復元については、現状を維持することを基本に、学術的な調査・研究等の成果を踏まえて適切に行うこととする。
- e) 宗教活動上又は公益上必要な既存の建築物の、老朽化等による改築・建替、又は災害によりき損・滅失した場合の復旧・復元については、用途、構造、規模、色彩等を著しく変更せず、周囲の景観を阻害しないものとする。
- ii) 工作物の設置・改修・除却
- a) 工作物の設置・改修・除却については、当該地区以外では目的を達成できないと認められるものとし、周囲の景観に配慮することとする。
 - b) 景観を阻害する既存の工作物は、除却するか更新時に形状・色彩・規模において改良し、周囲の景観の保全に努める。また、地下埋設等掘削を伴う場合には、発掘調査等を行い遺構・遺物の保護を図ることとする。なお、工作物については、7種類に分類し、その取扱を以下のとおりとする。
- 本質的価値を構成する工作物
 - ◆ 老朽化に伴う改修や安全確保を図る目的で強度等を向上させる場合には、規模・形態・色彩・材質等に関し現状を維持する。また、かつて存在しながら滅失し現存しないものの復元整備または改変されてしまったものの原状回復を行う場合は、調査・研究の成果に基づき適切に行うこととする。
 - 宗教活動上必要な工作物
 - ◆ 宗教活動に必要不可欠な工作物の設置は、最小限のものとし、規模・形態・色彩・材質等を考慮し景観に配慮したものとする。
 - ◆ 老朽化に伴う改修や安全確保を図る目的で強度等を向上させる場合には、周囲の景観に調和したものとするよう努める。
 - ◆ 頽彰碑等については現状の維持とし、新規の設置を許可しない。
 - 文化財の活用に資する工作物
 - ◆ 照明設備、文化財等の説明板・地図等の案内板等については、規模・形態・色彩・材質等に関し、周囲の景観に調和するものとする。
 - 道路の整備に必要な工作物
 - ◆ 安全確保を目的とする工作物については、周囲の景観になじむ形態・色彩とする。
 - ◆ 危険防止及び安全管理のための工作物については、安全確保の機能を前提として、周囲の景観になじんだ形態・色彩とする。
 - 学術研究を目的として設置する工作物
 - ◆ 計測機器類等については、規模・形態・色彩・材質等において、景観との調和を図るものとする。

- 公共の用に資する工作物
 - ◆ 防犯・防災施設、電気・通信施設等については、必要と認められる最小限のものとし、する。電柱・アンテナ等の設置については、景観との調和を図るものとする。

- その他の工作物

- ◆ 祭祀や宗教行事等に伴い期限を限って設置する仮設の工作物については、周囲の景観になじむものとする。

iii) 土地の形質の変更、土壤・岩石の採取

a) 土地の形状・土壤の性質を変更する行為、土壤・岩石の採取は原則として許可しない。ただし、安全確保及び学術研究を目的とするもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りでない。

b) 地面の掘削を伴う復旧・更新・整備等に当たっては、必要に応じて発掘調査等を実施し、その成果を十分踏まえて遺構・遺物の保存・整備を行う。

iv) 植物の採取、木竹の伐採・植栽

a) 植物の採取は、原則として原則として許可しない。ただし、安全確保の措置その他公益上必要不可欠と認められるものについては、この限りでない。

b) 木竹の伐採・植栽については、原則として許可しない。ただし、次の場合にはこの限りでない。

➤ 病害虫木の伐採及び危険木の伐採等の森林管理及び安全管理に関わるもの。

➤ 景観の保全に関わるもの。

➤ 崩壊地に対する植栽 ただし、原則として周辺の在来植生と調和した植物とする。

v) 登山道・道路等の新設・拡張・維持

a) 現状の維持に努め、新設は原則として許可しない。復旧・整備を行う場合には、景観との調和に努める。ただし、安全確保の措置、その他公益上必要不可欠と認められるものについては、この限りでない。

vi) 動物の捕獲

a) 動物の捕獲は、原則として許可しない。ただし、安全確保及び学術研究を目的とするもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りでない。

(2) 第2種保護地区

1) 登山道

i) 建築物の新築・増築・改築及び除却

a) 建築物の新築・増築は、原則として許可しない。ただし、次の場合はこの限りでない。

➤ 登山者の便宜に資するものの新築・増築。

➤ 学術研究、防災、その他の公益上必要と認められるもので、当該地区以外ではその目的を達成することができないと認められるものの新・増・改築。

➤ 安全確保上必要最小限の増・改築。

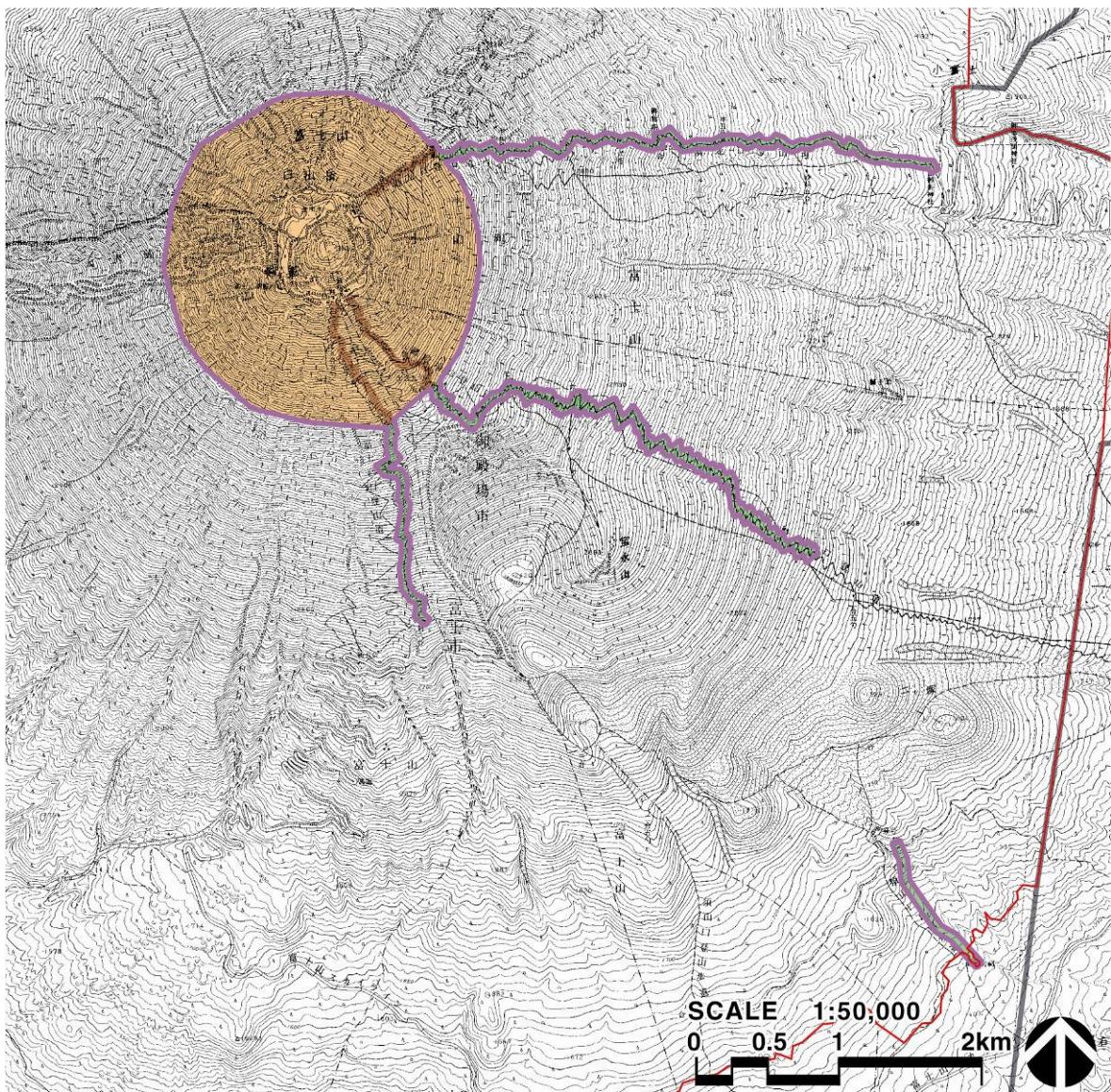
- b) 前述の場合、外観意匠については、第1種保護地区と同様の取扱基準とし、周囲の景観との調和を図るものとする。
- c) 本質的価値を構成する建築物について、老朽化等による改築・建替、又は災害によりき損・滅失した場合の復旧・復元を行う場合は、規模・形態・工法・色彩等において、現状を維持するものとする。
- d) 山小屋・休憩施設及びその付帯設備、トイレ等公益上必要な社会的建築物について、老朽化等による改築・建替、または災害によりき損・滅失した場合の復旧・復元については、従前の規模・外観を維持することとする。また、既存の能力と利用者の推移等を踏まえた登山者の利便性を増加するための最低限の規模の変更等については認める。
- ii) 工作物の設置・改修・除却
- a) 工作物の設置・改修・除去については、当該地区以外では目的を達成できないと認められるものとし、周囲の景観に配慮することとする。また、景観を阻害する既存の工作物は、除却するか更新時に形状・色彩・規模において改良し、周囲の景観の保全に努める。なお、工作物については、7種類に分類し、その取扱を以下のとおりとする。
- 本質的価値を構成する工作物
 - ◆ 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。
 - 本質的価値を構成する要素以外の宗教的工作物
 - ◆ 老朽化に伴う改修や安全確保を図る目的で強度等を向上させる場合には、周囲の景観に調和したものとするよう努める。
 - 文化財の活用に資する工作物
 - ◆ 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。
 - 登山道等の整備に必要な工作物
 - ◆ 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。
 - 学術研究を目的として設置する工作物
 - ◆ 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。
 - 公共の用に資する工作物
 - ◆ 電気・通信施設等の新設・増設については、公益上必要と認められる最小限のものとし、景観との調和を図る。
 - その他の工作物
 - ◆ 復旧工事のための案内板等、期限を限って設置する仮設物については、史跡としての本質的価値を損ねず、周囲の景観になじむものとする。
- iii) 土地の形状・土壤の性質の変更、土壤・岩石の採取
- a) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。
- iv) 植物の採取、木竹の伐採・植栽
- a) 植物の採取は原則として許可しない。ただし、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるものについては、この限りでない。
- b) 木竹の伐採・植栽については許可しない。ただし、次の場合については、この限りでない。
- 病害虫木の伐採及び危険木の伐採等の森林管理及び安全管理に関わるもの。

- 国有林野施業実施計画に基づくもの
- 崩壊地に対する植栽。ただし、原則として周辺の在来植生と調和した植物とする。
- v) 登山道・道路等の新設・拡張・維持
 - a) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。
- vi) 動物の捕獲
 - a) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。
- 2) 神社
 - i) 建築物の新築・増築・改築及び除却
 - a) 建築物の新築・増築は、原則として許可しない。ただし、次の場合については、この限りでない。
 - 宗教活動上必要不可欠なものの新・増・改築。
 - 学術研究、防災、その他の公益上必要と認められるもので、当該地区以外ではその目的を達成することができないと認められるものの新・増・改築。
 - 安全確保上必要最小限の増・改築。
 - b) また、次の場合については、その性格に応じて個々の事案ごとに判断するものとする。
 - かつて本質的価値を構成する要素として存在しながら滅失し現存しないものの復元整備、または改変されてしまったものの原状回復。
 - 参拝者等の便益に資する施設。これについては、その必要性、設置場所等について、個々の事案ごとに検討し、周囲の景観との調和を図るものとする。
 - c) 本質的価値を構成する建築物については、第1種地区と同様の取扱基準とする。
 - d) 公益上必要な既存の建築物の、老朽化等による改築・建替、又は災害によりき損・滅失した場合の復旧・復元については、周囲の景観を阻害しないものとする。
 - ii) 工作物の設置・改修・除却
 - a) 工作物の設置に関しては、周囲の景観にそぐわないものを許可しない。また、景観を阻害する既存の工作物は、除却するか更新時に形状・色彩・規模において改良し、周囲の景観の保全に努める。なお、工作物については、7種類に分類し、その取扱を以下のとおりとする。
 - 本質的価値を構成する工作物
 - ◆ 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。
 - 本質的価値を構成する要素以外の宗教的工作物
 - ◆ 鳥居や碑塔等の新規の設置は、規模・形態・色彩・材質等を考慮し景観に配慮したものとする。
 - ◆ 老朽化に伴う改修や安全確保を図る目的で強度等を向上させる場合には、周囲の景観に調和したものとするよう努める。
 - 文化財の活用に資する工作物
 - ◆ 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。
 - 学術研究を目的として設置する工作物
 - ◆ 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。
 - 公共の用に資する工作物

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防災施設、電気・通信施設等の新設・増設については、景観との調和を図る。 ➤ 屋外広告物 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 屋外広告物については、周囲の景観になじんだ形態・色彩とする。 ➤ その他の工作物 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 公園施設における遊具等の工作物、イベント等に伴い期限を限って設置する仮設の工作物については、周囲の景観になじむものとする。 <p>iii) 土地の形状・土壤の性質の変更、土壤・岩石の採取</p> <p>a) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。</p> <p>iv) 植物の採取、木竹の伐採・植栽</p> <p>a) 動物の捕獲・植物の採取は原則として許可しない。ただし、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるものについては、この限りでない。</p> <p>b) 木竹の伐採については許可しない。ただし、次の場合はこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 景観の保全に関わるもの。 ➤ 病害虫木の伐採及び危険木の伐採等森林管理及び安全管理に関わるもの。 <p>c) 植栽については、原則として周辺の在来植生と調和した植物とする。</p> <p>v) 登山道・道路等の新設・拡張・維持</p> <p>a) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。</p> <p>vi) 動物の捕獲</p> <p>a) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。</p>
7. 整備・活用の方針	<p>(1) 史跡富士山の本質的価値とその保存への理解を深め、来訪者が安全に見学できるよう、各構成資産の所有者又は管理団体が、ガイダンス施設やトイレ・駐車場等の便益施設を整備する。</p> <p>(2) 整備計画に基づき、防災・防犯設備の整備等を計画的に進めるとともに、復元整備にあたっては、史料等に基づく学術的検討により意匠・構造・材料等の適否について慎重に判断しながら行う。</p> <p>(3) 要素を巡る来訪者の便宜を図るため、各資産を関連づける総括的な案内板を作成したり、周辺の公共機関の拠点や主要国道・県道沿いに経路図や案内板を設置したりする。</p> <p>(4) 既刊の調査報告書を補完する形で、富士山に関する未収集の文献等各種資料の収集、遺構把握のための発掘調査及び建造物の学術調査等を進めながら、さらなる理解・活用を進める。</p> <p>(5) 解説リーフレットやガイドブックの作成、インターネットウェブサイトの新設や各市町の文化財紹介ページの充実、各種講座や企画展の開催、現地見学会を実施し、学校教育や生涯学習の場における富士山の自然・歴史・文化の学習にも資するよう、内容についての検討を行っていく。</p>

表10 史跡富士山(静岡県)における地区区分

		第1種保護地区	第2種保護地区
山頂信仰遺跡		八合目以上全域	—
登山道	大宮・村山口登拝道	(登山道) ・富士宮口八合目から山頂までの山頂信仰遺跡に含まれる範囲	富士宮口六合目から八合目までの範囲
	須山口登拝道	(登山道) ・須山口(御殿場口)八合目から山頂までの山頂信仰遺跡に含まれる範囲 ・須山御胎内から幕岩上部までの範囲	須山口(御殿場口)二合八勺から八合目までの範囲
	須走口登拝道	(登山道) 須走口八合目から山頂までの山頂信仰遺跡に含まれる範囲 (神社) 迎久須志之神社	(登山道) 須走口五合目から八合目までの範囲 (神社) 古御嶽神社
神社等	富士山本宮浅間大社	馬場と渋沢堀の間の境内地 馬場 馬場と道路の間の参道	馬場より南の境内地 渋沢堀より北側及び市道より西側の山林
	山宮浅間神社	籠屋から遙拝所までの境内地	籠屋より南西側の境内地
	村山浅間神社	境内地全域	—
	人穴富士講遺跡	境内地全域、地下洞穴 境内地東側地下洞穴上部社叢	—
	須山浅間神社	境内地全域	—
	富士浅間神社	境内地全域	—



凡例

■ 史跡指定地外周線

■ 資産範囲

■ 緩衝地帯

保護地区区分

■ 第1種保護地区（山頂の信仰遺跡群）

■ 第1種保護地区（登山道）

■ 第2種保護地区

Key plan

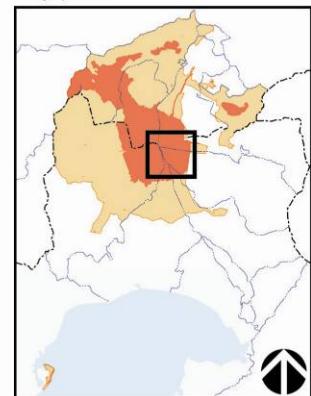
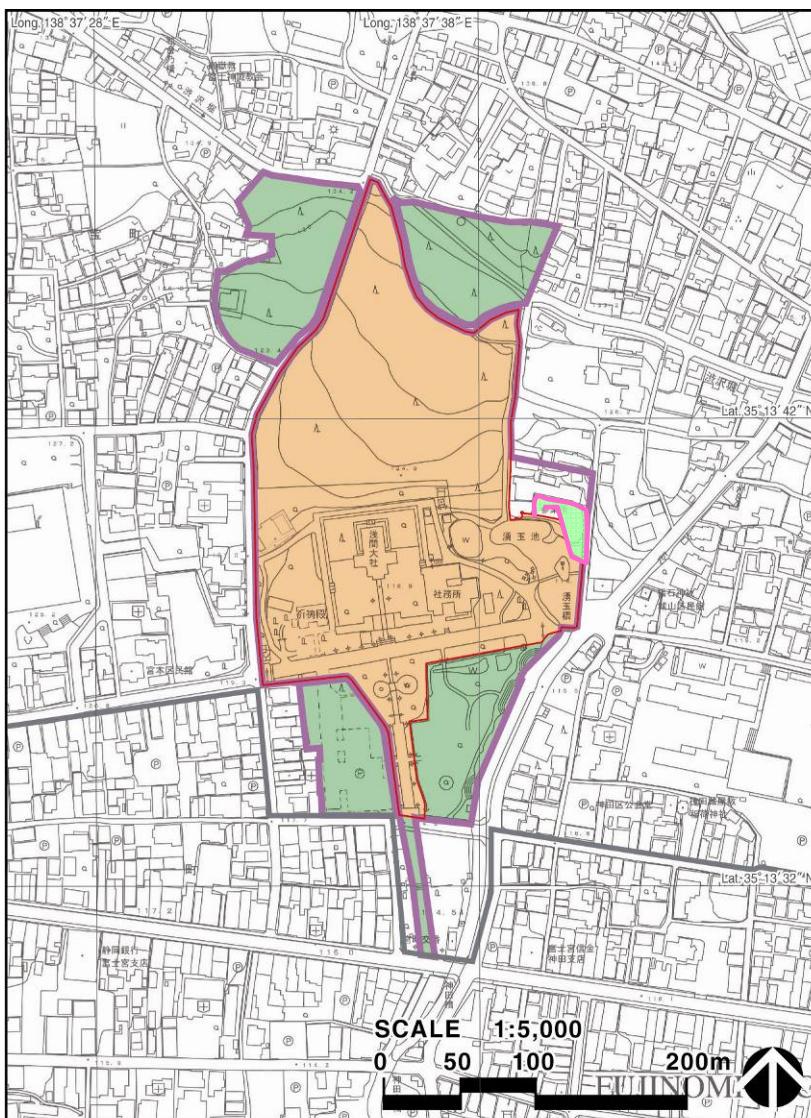


図9-1 史跡富士山(静岡県) 山頂の信仰遺跡群及び登山道 地区区分図



凡例

■ 史跡指定地外周線

■ 資産範囲
■ 緩衝地帯

保護地区区分

■ 第1種保護地区

■ 第2種保護地区

Key plan

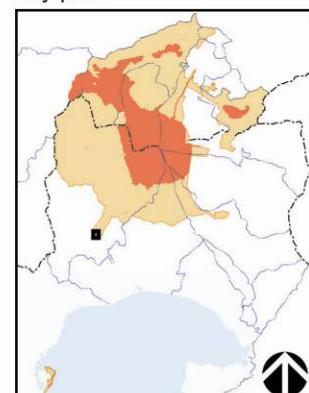
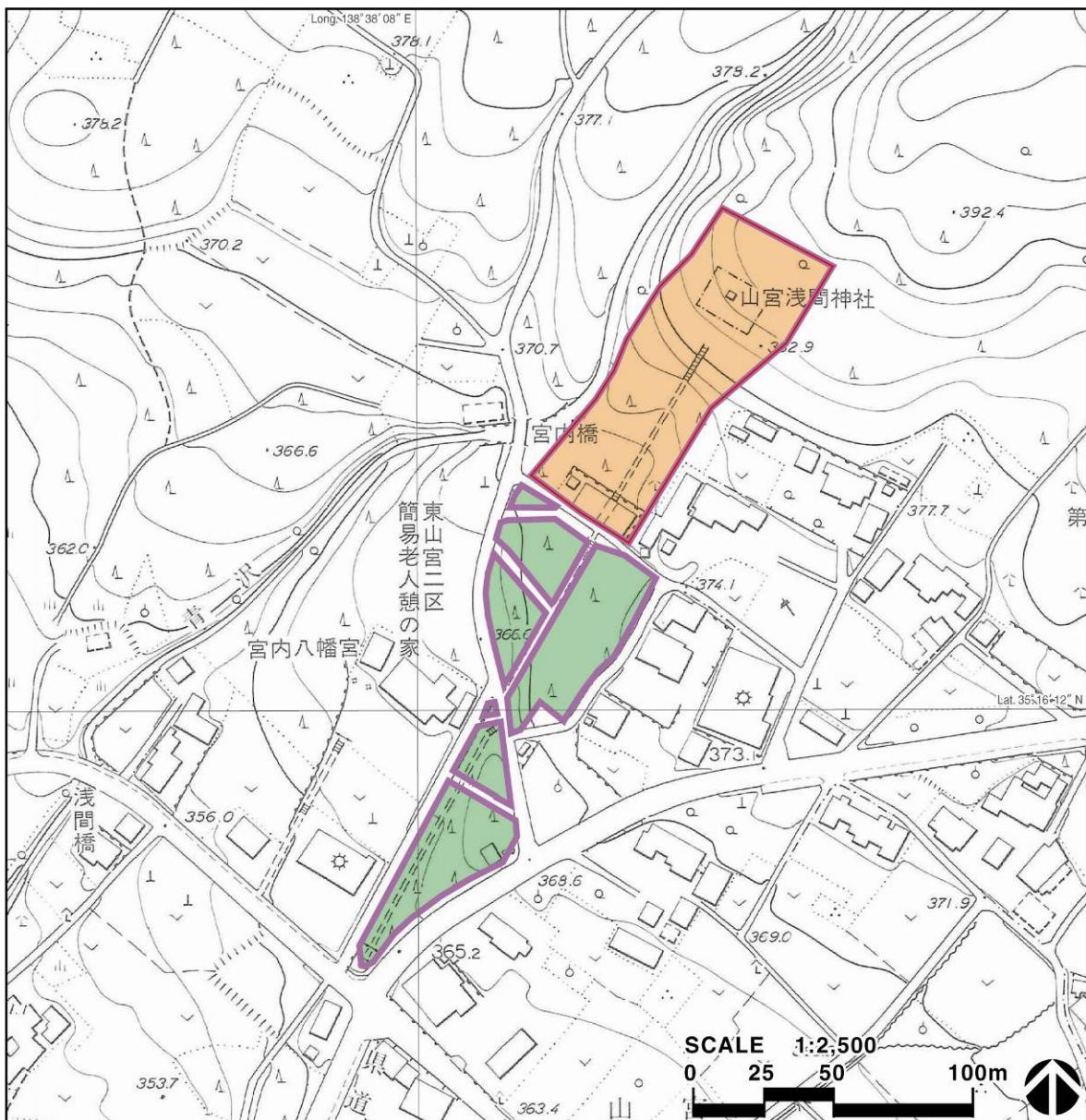


図9-2 史跡富士山(静岡県) 富士山本宮浅間大社 地区区分図



凡例

— 史跡指定地外周線

■ 資産範囲
■ 緩衝地帯

保護地区区分

■ 第1種保護地区

■ 第2種保護地区

Key plan

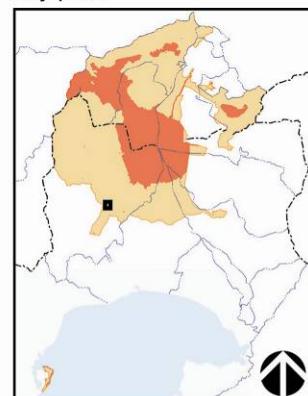
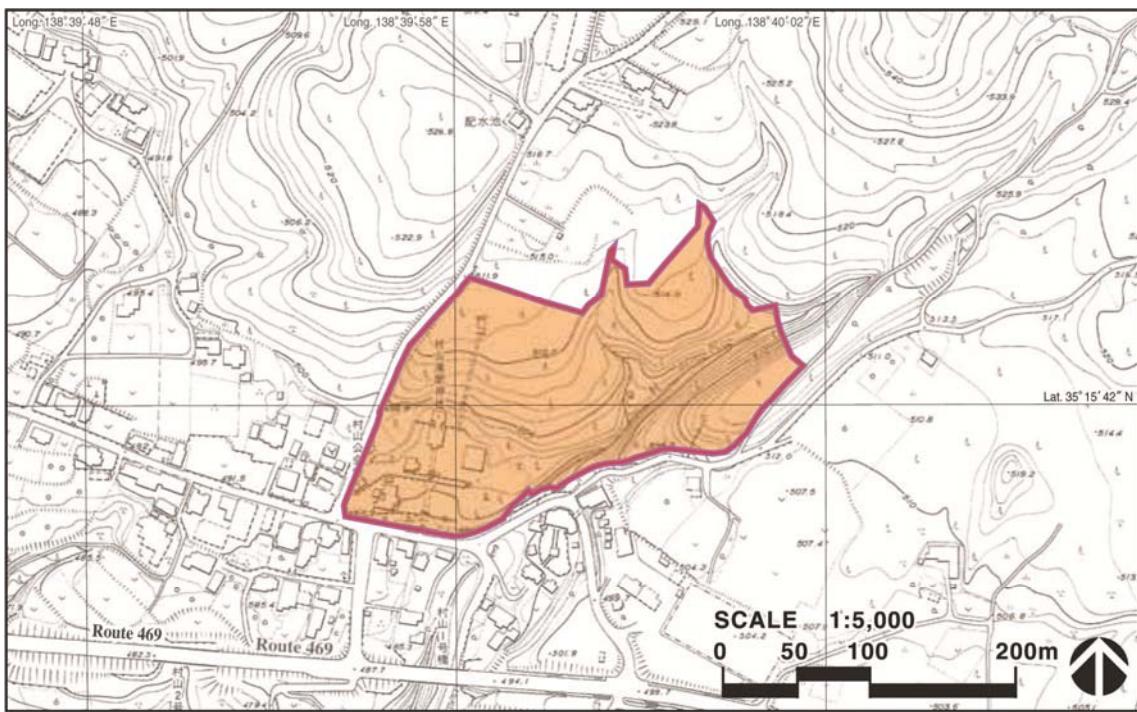


図9-3 史跡富士山(静岡県) 山宮浅間神社 地区区分図



凡例

— 史跡指定地外周線

□ 資産範囲

保護地区区分

■ 第1種保護地区

Key plan

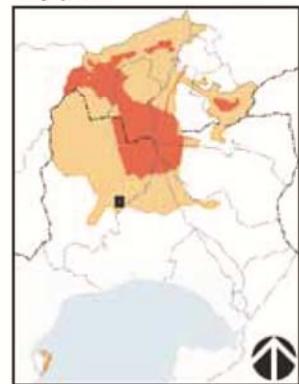


図9-4 史跡富士山(静岡県) 村山浅間神社 地区区分図

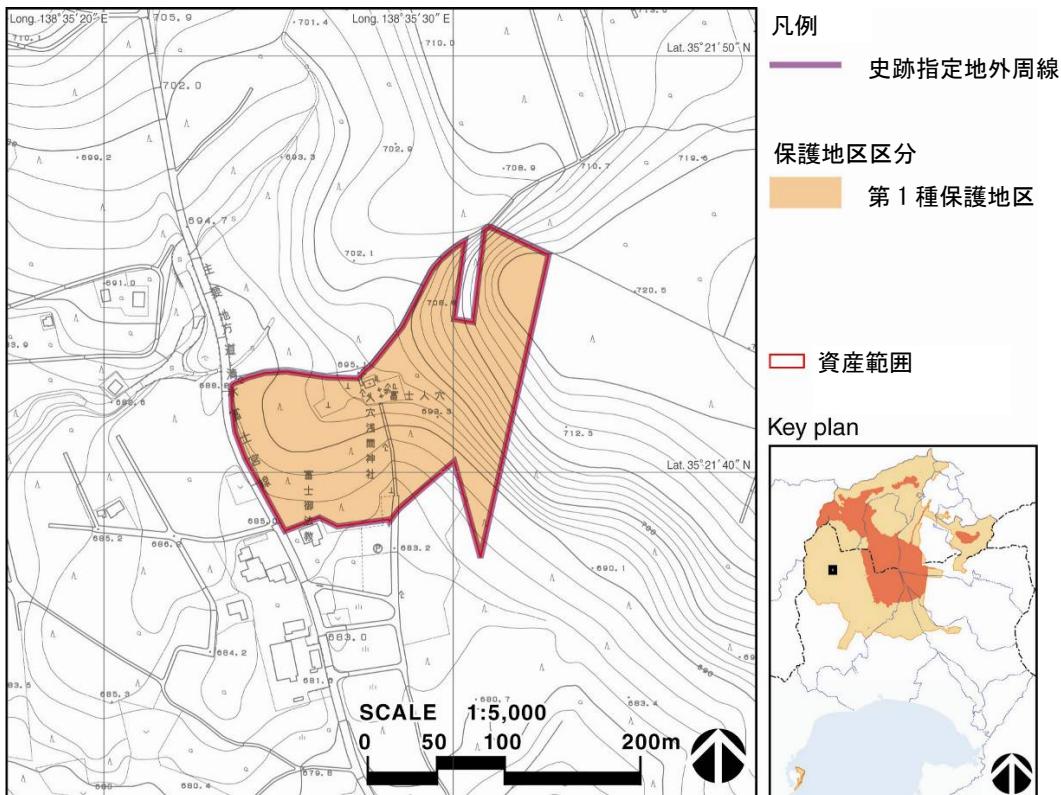
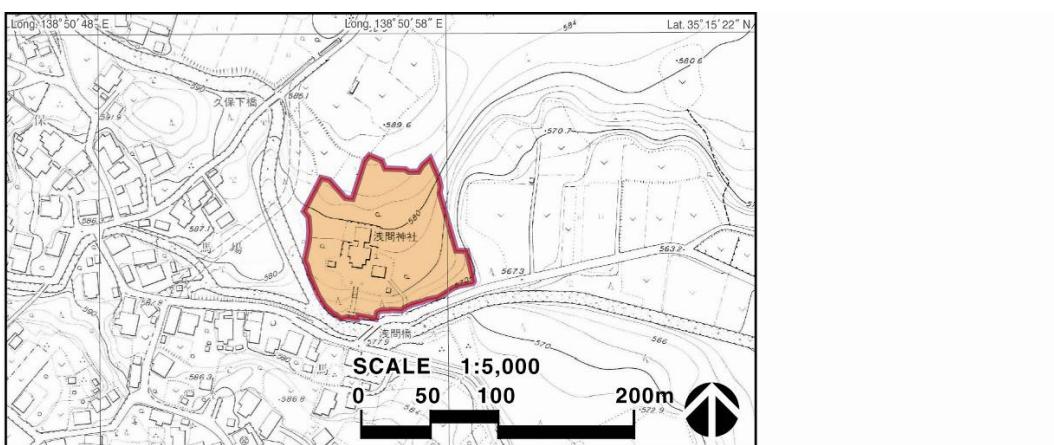


図9-5 史跡富士山(静岡県) 人穴富士講遺跡 地区区分図



凡例

史跡指定地外周線

資産範囲

保護地区区分

第1種保護地区

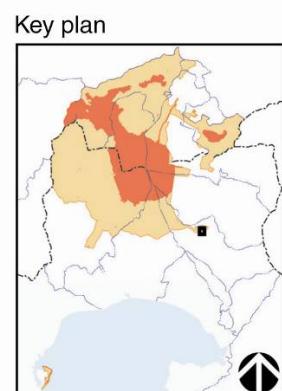
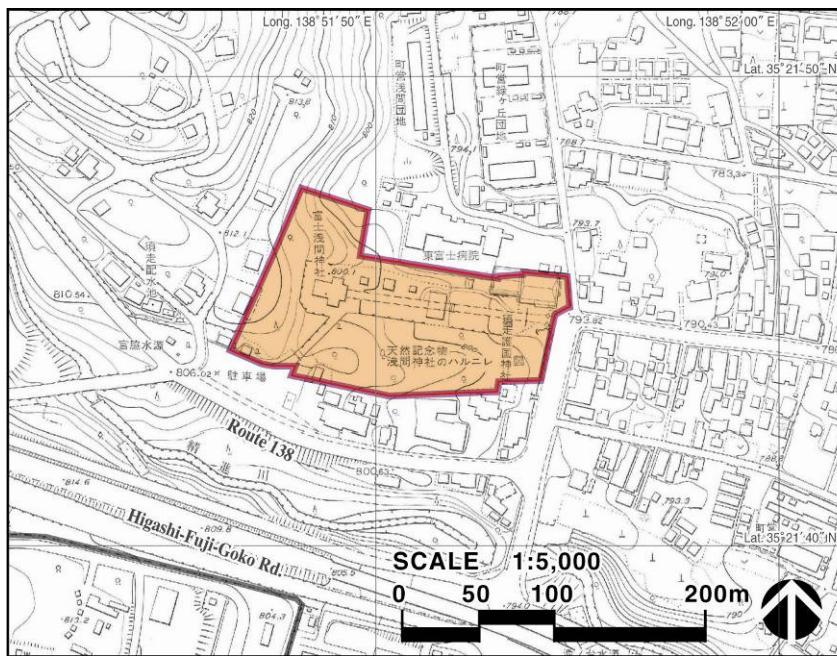


図9-6 史跡富士山(静岡県) 須山浅間神社 地区区分図



凡例

史跡指定地外周線

資産範囲

保護地区区分

第1種保護地区

Key plan

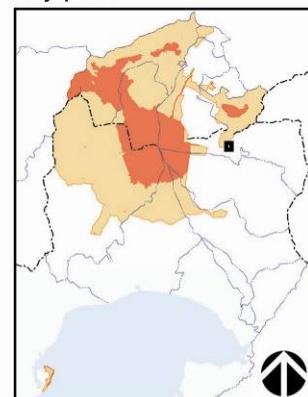


図9-7 史跡富士山(静岡県) 富士浅間神社 地区区分図



図10 大宮・村山口登拝道 平面図

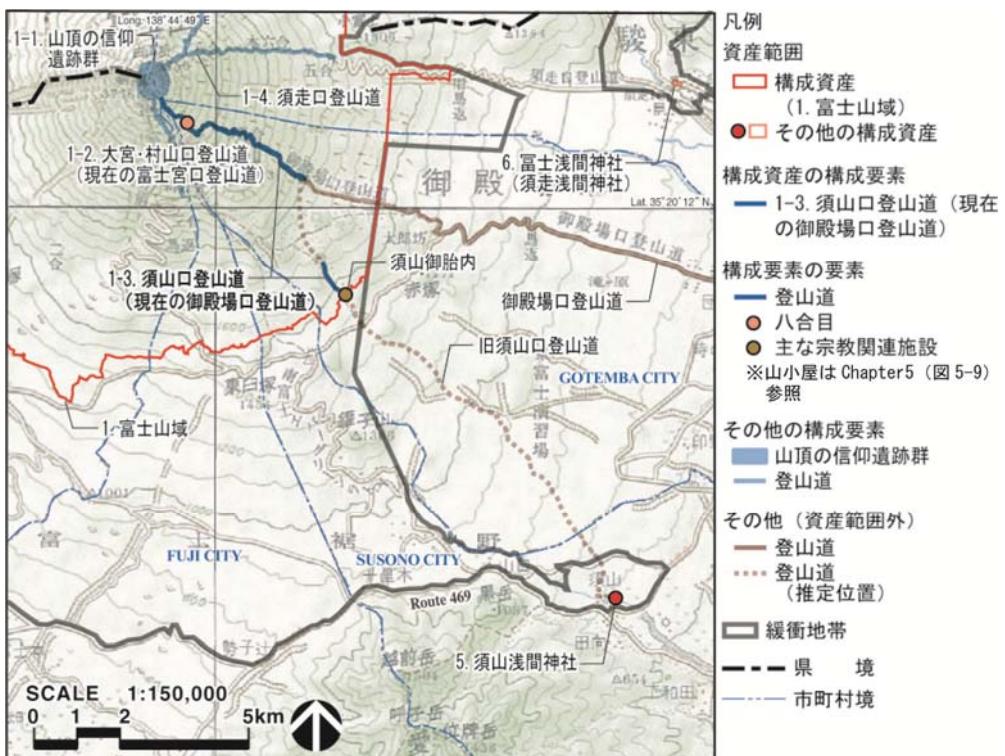


図11 須山口登拝道 平面図

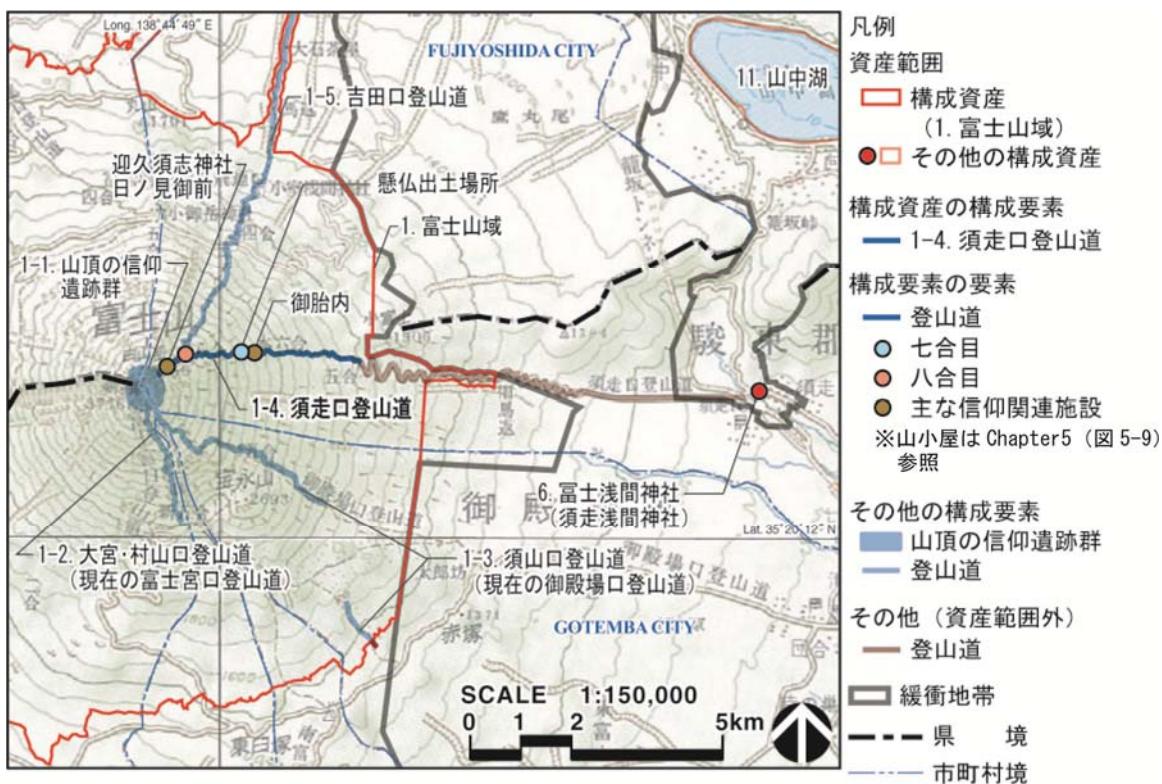


図12 須走口登拝道 平面図

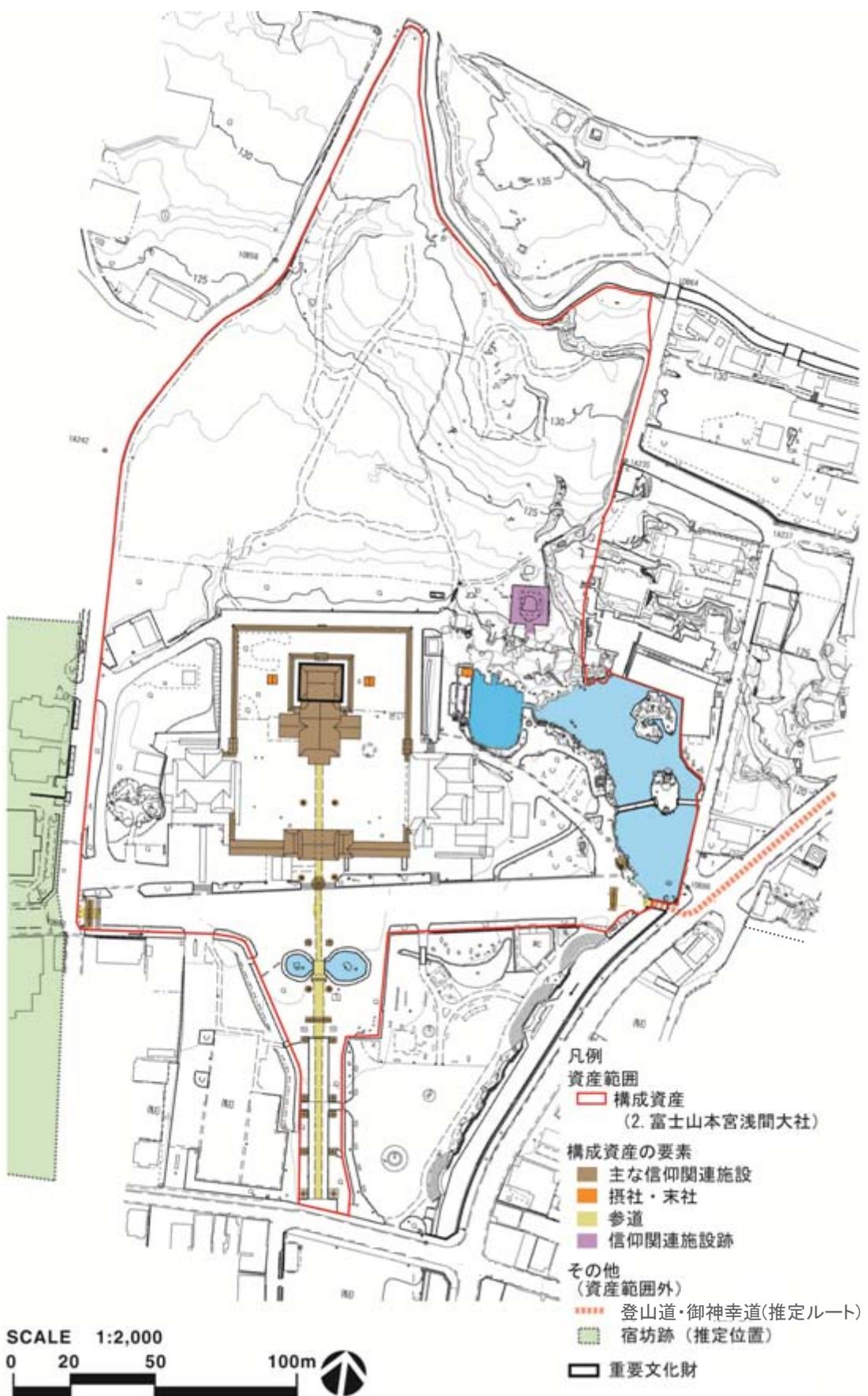


図13 富士山本宮浅間大社 平面図

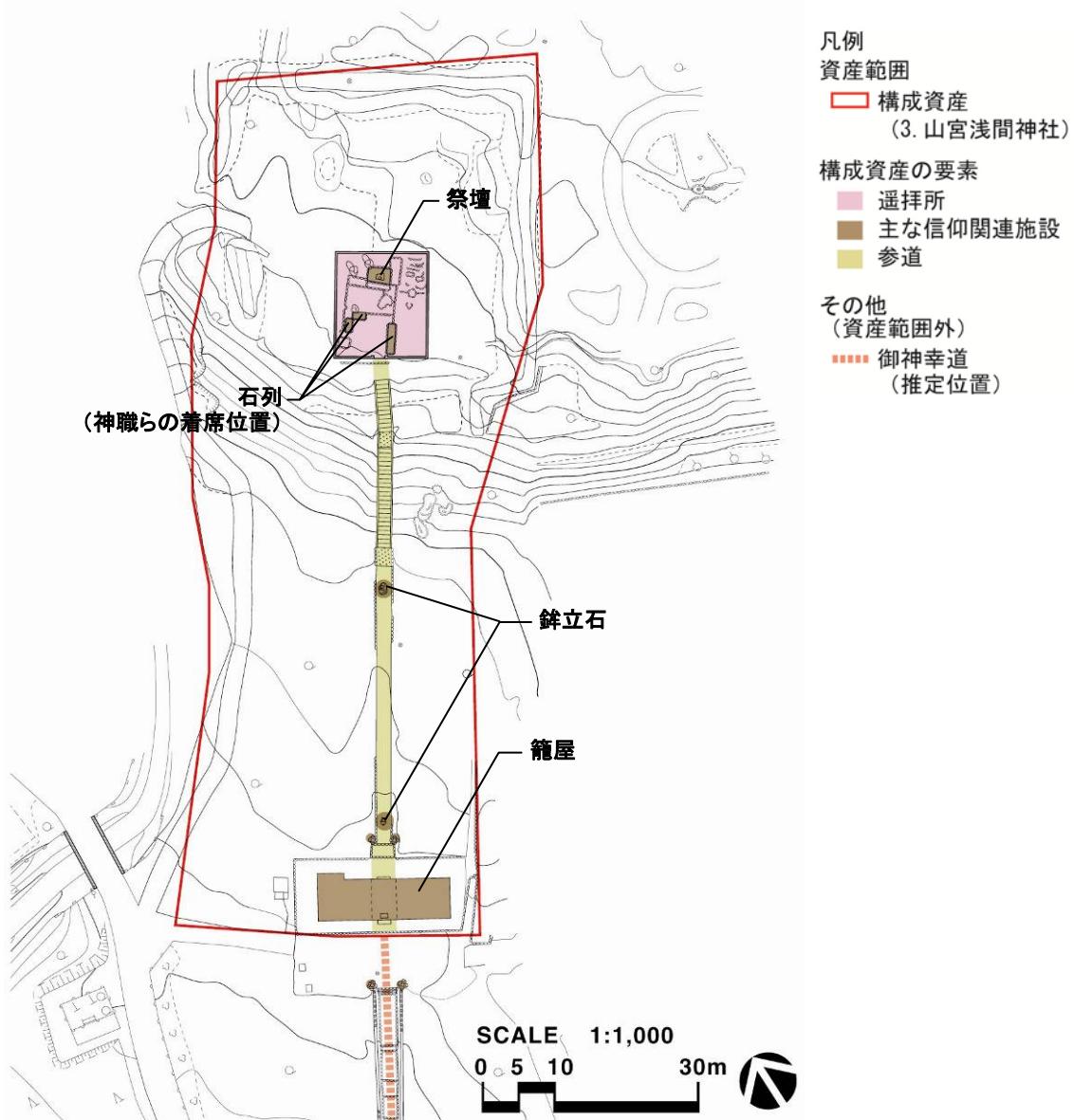


図14 山宮浅間神社 平面図



凡例

資産範囲

□ 構成資産

(4. 村山浅間神社)

構成資産の要素

- 主な信仰関連施設
- 摄社・末社
- 御神木
- 参道
- 信仰関連施設跡

その他（資産範囲外）

::::: 登山道(推定ルート)

■■■ 村山三坊（推定位置）

図15 村山浅間神社 平面図

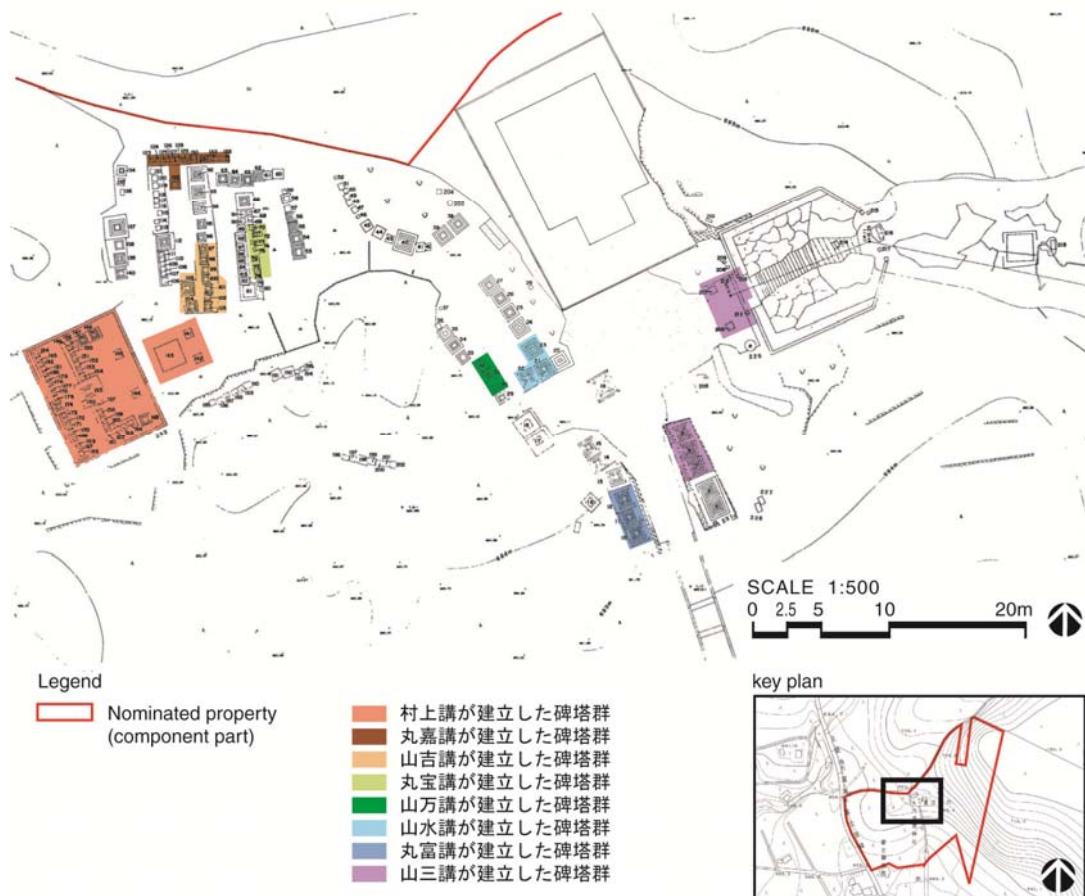


図16 人穴富士講遺跡 平面図

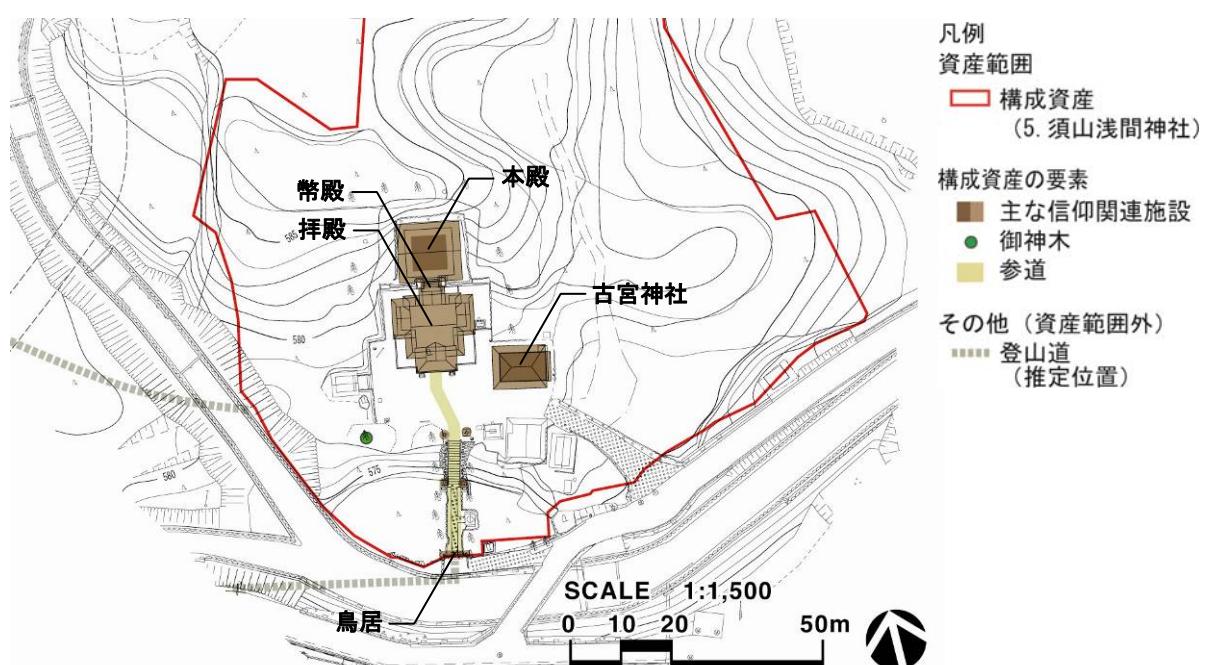


図17 須山浅間神社 平面図



凡例

資産範囲

■ 構成資產

(6. 富士浅間神社 (須走浅間神社))

構成資産の要素

■ 主な信仰関連施設

● 御神木

● 登拝記念石碑

■ 参道

その他 (資産範囲外)

:::::: 登山道 (推定位置)

図18 富士浅間神社 平面図

5. 重要文化財北口本宮富士浅間神社保存活用計画 概要

構成資産又は構成要素名	富士山域の一部(北口本宮富士浅間神社)		
文化財の名称	北口本宮富士浅間神社 本殿1棟 北口本宮富士浅間神社 東宮本殿1棟 北口本宮富士浅間神社 西宮本殿1棟	文化財の種類	重要文化財
1. 「富士山」の 顕著な普遍的 価値における 意義	<p>重要文化財北口本宮富士浅間神社は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である「富士山域」の一部を占める。</p> <p>北口本宮富士浅間神社は、富士講及び吉田の御師集団との密接な関係の下に発展した神社であり、顕著な普遍的価値の『信仰の対象』の側面において不可欠の構成要素である。</p>		
2. 法的保護の 状況及び保存 管理の現状等	<p>1907年 古社寺保存法の下に、東宮本殿が特別保護建造物として指定された。</p> <p>1924年 史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。</p> <p>1929年 国宝保存法の制定に伴い、東宮本殿が国宝として指定された。</p> <p>1950年 文化財保護法の下に、東宮本殿が重要文化財として指定された。</p> <p>1952年 史蹟名勝天然紀念物保存法による名勝の仮指定が解除され、新たに文化財保護法の下に境内が名勝として指定された。</p> <p>1952年 名勝の指定地が、特別名勝として指定された。</p> <p>1953年 文化財保護法の下に、本殿及び西宮本殿が重要文化財として指定された。</p> <p>2011年 文化財保護法の下に、北口本宮富士浅間神社の境内が史跡として指定された。</p>		
3. 保存管理の 基本指針	<p>(1) 北口本宮富士浅間神社本殿、東宮本殿、西宮本殿、拝殿、幣殿については、文化財としての本質的価値を明らかにし、これを適切に維持・管理するための管理方法、現状変更等の取扱基準を定める。</p> <p>(2) 北口本宮富士浅間神社境内には、宗教活動上欠かせない施設や自然環境があり、これらについても適切な環境保全に努める。</p> <p>(3) 来訪者が利活用しやすい施設環境を整える。</p>		
4. 本質的価値 を構成する要 素 ¹	<p>(1) 文化財の構成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 北口本宮富士浅間神社本殿(重要文化財) 2) 北口本宮富士浅間神社東宮本殿(重要文化財) 3) 北口本宮富士浅間神社西宮本殿(重要文化財) 4) 北口本宮富士浅間神社拝殿、幣殿(山梨県指定有形文化財) <p>(2) 一体となって価値を形成する物件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 大鳥居、祖靈社、諏訪神社、諏訪神社拝殿、石灯籠、神樂殿、福地八幡社、社務所、 		

¹ 本質的価値を構成する要素;重要文化財北口本宮富士浅間神社の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)68ページ表5を参照されたい。)をゴシック体で表示することとする。なお、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である北口本宮富士浅間神社(構成要素 1-6)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)45ページ図28及び本包括的保存管理計画(分冊1)14ページ図3を参照されたい。

	手水舎、神武社、隨神門、神馬社、青麻社、日御之子社、池鯉鮒社、倭四柱社、日枝社、日隆社、愛宕社、天津神社、国津社、天満社
5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)	<p>(1)文化財</p> <p>1)保存管理の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> i)宗教法人北口本宮富士浅間神社宮司(以下、「宮司」と記載。)及び職員によって毎日の清掃・整頓を行う。 ii)宮司及び職員によって全室の窓の開閉を行い、日照・通風を確保する。 iii)宮司及び職員によって蟻害、虫害、腐朽の点検を行い、必要に応じて防腐・防虫処理を行う。 iv)宮司及び職員によって風水害による被害状況の有無を確認する。 v)盗難防止のため、夜間の施錠を行う。放火等の防止のため、宮司及び職員による巡回のほか、自動火災報知設備、侵入防止等の機械警備及び消火器等の設置を行う。 vi)夜間は警備会社に警備を委託し、毀損、盗難、防火等の事故防止に努める。 <p>2)建造物の維持修理(修理届を要しない小規模な修繕など管理の為の行為)</p> <ul style="list-style-type: none"> i)基礎 <ul style="list-style-type: none"> a)境内の清掃。 b)樹木、地衣類の手入れ(剪定、除草、草刈、補植、消毒等)。 ii)縁回り及び床下 <ul style="list-style-type: none"> a)縁下に物を入れない、置かない。 b)縁回りが雨露に曝された場合の水分の除去。 iii)外壁 <ul style="list-style-type: none"> a)外壁の亀裂、破損、剥離箇所の発見。 b)大規模な場合(所有者の手に余る場合)の連絡。 iv)内壁 <ul style="list-style-type: none"> a)割れの発見。 v)床 <ul style="list-style-type: none"> a)重量物を持ち込まない。 b)物を移動する際に、引きずったり衝撃を与えることない。 c)板敷き床の割れ等の発見。 vi)屋根及び雨樋 <ul style="list-style-type: none"> a)雨漏り有無の点検。 b)雨樋の清掃、点検、破損・脱落の発見。 vii)建具 <ul style="list-style-type: none"> a)開閉時の取扱い注意。 b)金具類(蝶番等)の手入れ。 c)敷居及び鴨居の掃除。 viii)その他 <ul style="list-style-type: none"> a)書画及び什器類の手入れ及び破損等の発見。

	<p>(2)北口本宮富士浅間神社境内地¹</p> <p>1)保存区域</p> <p>i)原則として新たな建造物は設けず、建造物及び雨落の保存のみ行う。なお、土地の形質変更は、防災上必要な場合に行う。</p> <p>2)保全区域</p> <p>i)史跡として景観に調和するようその周辺の維持・管理に努める。</p>
6. 現状変更等の取扱に関する基準	<p>(1)重要文化財(建造物)の現状を変更する行為</p> <p>i)現状変更の許可を要する行為は、当面発生しないと予想される。</p> <p>(2)重要文化財の保存に影響を及ぼす行為</p> <p>i)周辺樹木の根株を掘り起こそうとする場合等、その行為によって構造耐力を弱めたりするなど、建造物の保存に影響を与える行為等については、現状変更の許可を要する行為として想定される。</p>
7. 整備・活用の方針	<p>(1)日々の宗教活動及び北口本宮富士浅間神社の年間行事を行うための現状の維持・管理に努める。</p> <p>(2)宗教活動として、施設の整備・活用を行う場合は、重要文化財北口本宮富士浅間神社保存活用計画を踏まえ実施する。</p> <p>(3)北口本宮富士浅間神社の活用にあたっては、宗教法人北口本宮富士浅間神社と富士吉田市が協議し、国・山梨県の協力を得て実施する。ただし、日々の宗教活動についてはこの限りではない。</p> <p>(4)北口本宮富士浅間神社の本質的価値について、市民や参拝者、来訪者が容易に理解できるよう、適切な情報提供に努める。</p> <p>(5)各種施設の説明板の表示等を工夫し、適切な情報提供に努める。</p> <p>(6)富士山信仰の歴史文化の継承の場として、富士吉田市内の中学校や地域との連携を図り、教育の場として活用する。</p>

表11 北口本宮富士浅間神社における区域区分

区域の区分	対象区域
保存区域	北口本宮富士浅間神社本殿、東宮本殿、西宮本殿、幣殿、拝殿の文化財建造物の雨落までの敷地。
保全区域	文化財が存する敷地で、文化財建造物を除く敷地。

¹ 北口本宮富士浅間神社境内地；保存区域、保全区域の2つの区域に区分。区域区分は本包括的保存管理計画(分冊1)76ページ表11及び本包括的保存管理計画(分冊1)77ページ図19を参照されたい。



SCALE 1:4,000

0 40 100

200m



凡例

■ 保存区域

■ 保全区域

■ 資産範囲

□ 緩衝地帯

Key plan

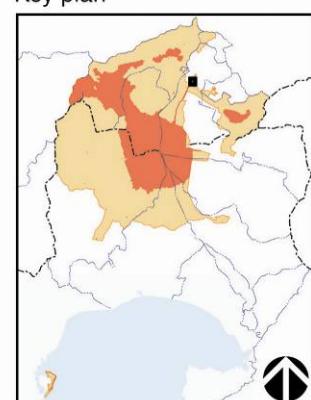


図19 北口本宮富士浅間神社 地区区分図

6. 特別天然記念物湧玉池保存管理計画 概要

構成資産又は構成要素名	富士山本宮浅間大社の一部		
文化財の名称	湧玉池	文化財の種類	特別天然記念物
1. 「富士山」の顕著な普遍的価値における意義	特別天然記念物海湧玉池は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」が持つ顕著な普遍的価値の『信仰の対象』の側面において不可欠の構成資産である富士山本宮浅間大社の境内にあり、今なお、湧玉池の湧水を聖なる水として利用する人があるほか、五穀豊穣を祈願して御田植祭が行われるなど、富士山の湧水の恵みに感謝する伝統が確実に継承されている。		
2. 法的保護の状況及び保存管理の現状等	1944年 史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、天然紀念物として指定された。 1952年 文化財保護法の下に、特別天然記念物として指定された。		
3. 保存管理の基本指針	(1)湧玉池の構成要素の性質を踏まえて指定地の地区 ¹ 区分を行い、地区ごとに湧玉池を構成する諸要素の適切な保存管理の方法を定める。 (2)地区ごとの特性に応じた現状変更等の取扱方針及び基準を定める。 (3)湧玉池の指定地は浅間大社所有地と民有地に及ぶ。一方池の西側の一部(水屋神社周辺)は指定地から外れている。このような状況から、指定地の所有状況を勘案した上で、湧玉池の文化財としての価値並びに景観の維持を図る。		
4. 本質的価値を構成する要素 ²	(1)自然的要素 1)地形・地質要素 2)湧水要素 3)動植物学的要素 i)魚類 ii)鳥類 iii)水生植物 (2)歴史的要素 1)信仰に関わる要素 i)神池 ii)富士登山者のみぞぎ(水垢離) iii)水屋神社 iv)神幸橋(湧玉橋) (3)社会的要素 1)案内板		

¹ 地区;特別保護地区(A地区)、第1種保護地区(B地区)、第2種保護地区(C地区)の3地区に区分。地区区分は本包括的保存管理計画(分冊1)82ページ表12及び本包括的保存管理計画(分冊1)83ページ図20を参照されたいなお、構成資産に含まれていない第2種保護地区(C地区)については、本包括的保存管理計画(分冊1)においては、記述を割愛することとする。

² 本質的価値を構成する要素;特別天然記念物湧玉池の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)68ページ表5を参照されたい。)をゴシック体で表示することとする。

	<p>i) 指定碑</p> <p>ii) 文化財保護委員会制札</p> <p>iii) 案内板</p>
5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)	<p>(1)自然的要素</p> <p>i) 土地の形状・土壤の性質を変える行為、及び植生に影響を与える行為については、水量の維持及び安全確保を目的とするもの以外は厳しく規制する。</p> <p>ii) 岩石の採取については、安全確保を目的とするもの以外が厳しく規制する。</p> <p>iii) 湧水については、水量確保のため、定期的に水位調査を実施する。また、水質保全のため、池の清掃(泥上げ)を1年に1回程度実施する。ただし、実施にあたり、土着の水生植物に影響を与えないように努める。</p> <p>iv) 現在生息しているニジマス・コイ・アブラハヤ等の魚類、カモ類・セキレイ類・カワセミ等の鳥類については、現状の維持に努める。ただし、病気あるいは生態系を崩すような自体が発生した場合はこの限りではない。</p> <p>v) 水生植物については、清水の象徴であるバイカモ等の保護を図る。</p> <p>(2)歴史的要素</p> <p>i) 古より実施されているみそぎ等の諸儀礼については、湧玉池の水質・地形等を維持できる内容のものとする。</p> <p>ii) 水屋神社及び神幸橋(湧玉橋)は、指定地外に所在するが、「湧玉池」の価値を構成する重要な要素である。したがって、現状維持に努め、き損した場合は適切に復旧・整備する。また、「湧玉池」の価値を示すものとして一体的に保護することを念頭に入れ、管理に努める。</p>
6. 現状変更等の取扱に関する基準	<p>(1)特別保護地区(A地区)</p> <p>1) 土地の形状・土壤の性質の変更、土壤・岩石・湧水の採取</p> <p>i) 土地の形状・土壤の性質を変更する行為、土壤・岩石・湧水の採取は原則として許可しない。ただし、水量・水質の維持及び安全確保を目的とする学術調査等についてはこの限りでない。</p> <p>ii) 神立山の崖部分の調査や整備が必要になった場合は発掘調査等を実施し、その成果を十分踏まえて遺構・遺物の保存・整備を行う。</p> <p>2)動植物の捕獲・採取、木竹の伐採・植栽</p> <p>i) 動植物の捕獲・採取は原則として認めない。ただし、次の場合はこの限りでない。</p> <p>a) 病気にかかった魚類及び鳥類の駆除。</p> <p>b) 生態系に悪影響を及ぼす動物の駆除及び植物の除去。</p> <p>ii) 木竹の伐採・植栽については原則として許可しない。ただし、次の場合はこの限りでない。</p> <p>a) 景観に関わるもの。</p> <p>b) 病害虫木の伐採及び危険木の伐採等の樹木管理及び安全管理に関わるもの。</p> <p>c) 崩壊地に対する植栽については、原則として周辺の在来植生と同種の植物とする。</p>

	<p>3)建築物の新築・増築・改築</p> <p>i)建築物の新築・増築・改築については、原則として許可しない。ただし、水屋神社及び神幸橋(湧玉橋)の新築・改築については、既存の規模の範囲内で行い、現在の外観意匠を踏襲する。</p> <p>4)工作物¹の設置、除却</p> <p>i)工作物の設置については、原則として許可しない。</p> <p>ii)既存の工作物が破損した場合は、除却する。</p> <p>5)池への入水行為</p> <p>i)入水は原則として、許可しない。ただし、次の場合はこの限りでない。</p> <p>a)信仰上の理由により、浅間大社の許可を得て行うみそぎ等の行為。</p> <p>b)富士山お山開きに伴うイベントでの入水行為。ただし、湧玉池の水質・地形等を維持するため、神輿等人工物の入水については一切許可しない。</p>
	(2)第1種保護地区(B地区)
	<p>1)土地の形状・土壤の性質の変更、土壤・岩石の採取</p> <p>i)土地の形状・土壤の性質を変更する行為、土壤・岩石の採取は原則として許可しない。ただし、安全確保を目的とするものについてはこの限りでない。</p> <p>ii)掘削を伴う土地の復旧・整備に当たっては、必要に応じて発掘調査等を実施し、その成果を十分に踏まえて遺構・遺物の保存・整備を行う。</p> <p>2)動植物の捕獲・採取、木竹の伐採・植栽</p> <p>i)動植物の捕獲・採取は原則として認めない。ただし、次の場合はこの限りでない。</p> <p>a)病気にかかった鳥類の駆除。</p> <p>b)池畔の環境及び生態系に悪影響を及ぼす動物の駆除及び植物の除去。</p> <p>ii)木竹の伐採・植栽については原則として許可しない。ただし、次の場合はこの限りでない。</p> <p>a)景観の保全に関わるもの。</p> <p>b)病害虫木の伐採及び危険木の伐採等の樹木管理及び安全管理に関わるもの。</p> <p>3)建築物の新築・増築・改築</p> <p>i)建築物の新築・増築・改築については、原則として許可しない。ただし、既存の建築物の改築又は災害により滅失した建築物の復元について、既存建築物等の規模の範囲内で行い、現在の外観意匠を踏襲する。</p> <p>4)工作物の設置、改修又は除却</p> <p>i)工作物の設置に関しては、周囲の景観にそぐわないものを許可しない。</p> <p>ii)既存の制札・案内板については、規模・形態・色彩・材質等に関し、現状を維持する。</p> <p>iii)景観を阻害する既存の工作物は、除却するか又は更新時に規模・形態・色彩・材質</p>

¹ **工作物**:特別天然記念物湧玉池保存管理計画では、地上・地中に手を加えて製作したもののうち、建築物を除いて、次の①～⑤に示すものとする。①案内板(例)制札、文化財等説明板、文化財等説明碑等、②危険防止のための工作物(例)車止め、転落防止柵、③記念碑、灯籠、④橋、⑤その他の工作物(例)ベンチ、藤棚、外灯等

	において改良し、周囲の景観の保全に努める。
7. 整備・活用の方針	<p>(1)富士山に係る地質学的に貴重な湧水池である湧玉池を自然環境の観察の場として利用し、水源である富士山の恩恵を受けていることを学ぶ環境教育の場として活用する。</p> <p>(2)湧玉池は浅間大社の境内地の一部であるため、文化財としての価値を多くの人々に紹介する。</p> <p>(3)「平成の名水百選」にも選ばれた湧玉池は、富士宮市を代表する観光資源であり、富士宮市の親水空間の中心スポットと位置付け、市内の他の親水空間を繋ぐネットワーク化を図ることにより、市街地における湧水の豊かな景観のあるまちづくりに活用する。</p>

表12 特別天然記念物湧玉池における地区区分図

区分	区域
特別保護地区(A地区)	湧玉池とその護岸、神立山南側の富士山の溶岩流露頭部分及び浅間大社参集所西側水路を含む区域。
第1種保護地区(B地区)	湧玉池南側の池畔部分及び参集所前の島、川中島と2本の欄干橋を含む区域。
第2種保護地区(C地区)	湧玉池北側の民有地の区域。

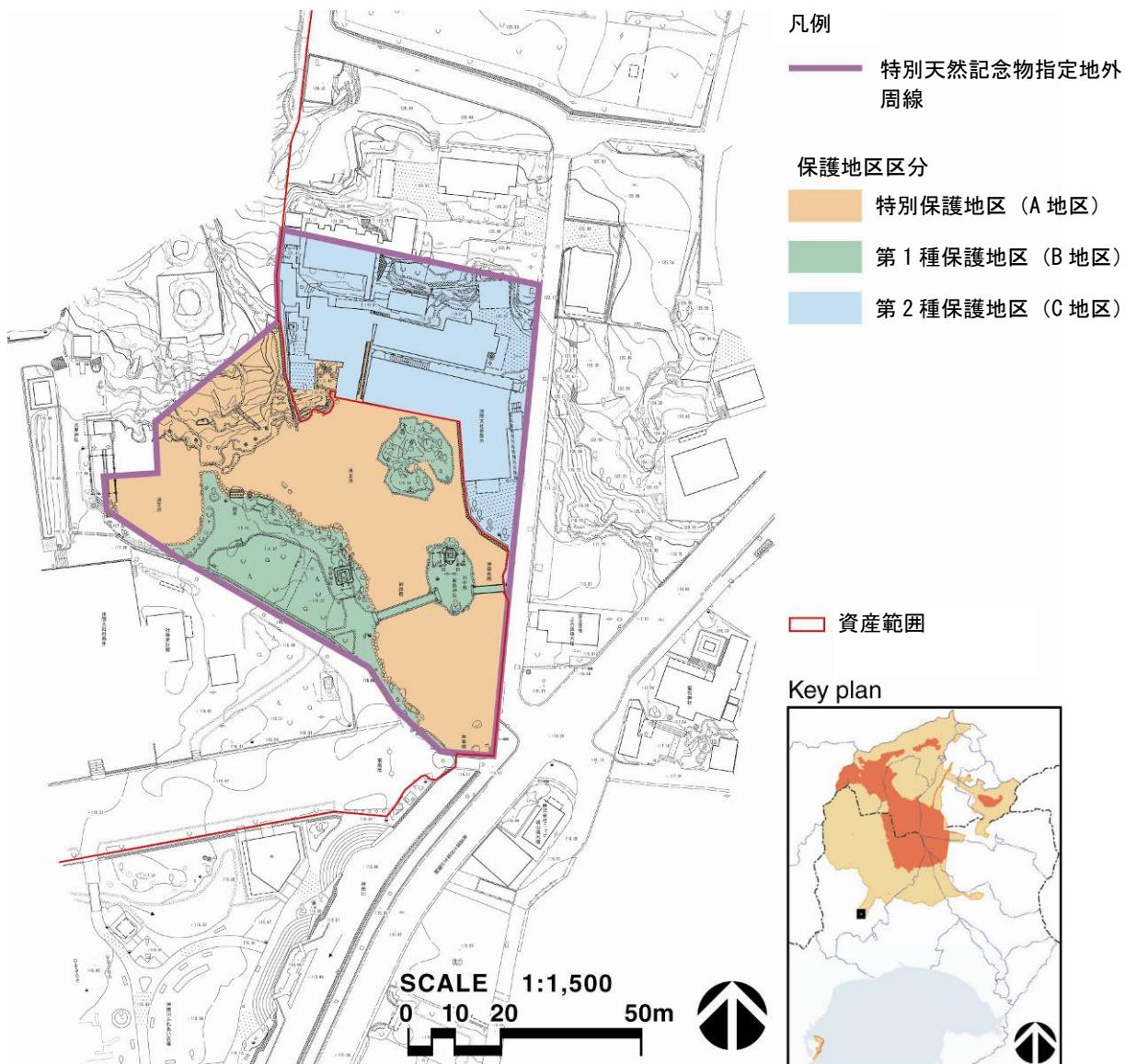


図20 特別天然記念物湧玉池 地区区分図